

ここでは、返還の必要がある奨学金について説明しています。

2022年度

貸与奨学生のしおり

奨学金の貸与が始まってから終了するまでの手続きや、返還にあたっての注意などを記載しています。



JASSO

はばたく翼、ささえる掌

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

<https://www.jasso.go.jp/>

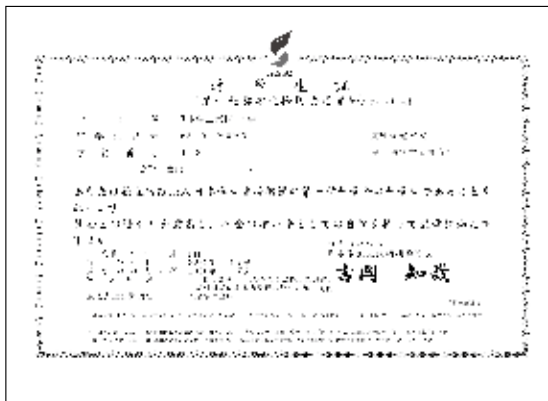
目 次

貸与奨学生のしおりについて	1
はじめに	
1. 貸与奨学金制度	4
2. 貸与奨学生としての心構え	4
3. 注意事項	5
第一部 貸与奨学金に関わる制度	
1. 保証制度	6
2. 返還方式	9
3. 第二種奨学金に係る利率の算定方法	13
第二部 貸与中の手続き	
図解 1 〈奨学生採用から貸与終了まで〉	15
1. 奨学生証	16
2. 返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）	20
3. マイナンバーの提出（奨学生として採用された時）	44
4. 奨学金の振込み	45
5. 奨学金の貸与月額の変更等	47
6. 貸与中の異動（身分の変動、振込条件の変更）	50
7. 貸与額通知（年に 1 度の借用金額等の確認）	59
8. 奨学金継続願（年 1 回）	61
9. 適格認定（奨学生としての適格性の確認）	63
10. 進学する場合	66
11. 特に優れた業績による返還免除	67
12. 貸与終了時の手続き	71
第三部 返還	
図解 2 〈貸与終了から返還完了まで〉	72
1. 奨学金の返還	73
2. 個人情報情報機関の利用	80
第四部 お知らせ	
1. JASSO 災害支援金	83
2. スカラネット・パーソナル	84
3. 奨学金貸与・返還シミュレーション	86
4. アンケートへの協力をお願い	87
第五部 資料	
1. 2022 年度 貸与月額一覧表	88
2. 機関保証制度の「保証委託約款」	92
3. 機関保証制度の保証料（目安）	93
4. 関係規程	94

貸与奨学生のしおりについて

本冊子の中で特に重要な項目をピックアップしました。

奨学生証 (16 ページ)



←「あなたは日本学生支援機構の奨学生です」という証明書

返還誓約書 (20 ページ) ※学校が定めた期限までに必ず提出してください。



←「日本学生支援機構から奨学金を借り、卒業後は約束どおり返還します」という契約書

※下記の添付書類が必要です。

・保証に応じた書類 (26 ページ)

受け取る書類・提出する書類と時期

実施時期	受け取る書類	提出する書類
奨学生として採用されたとき	「奨学生証」(16 ページ)	「返還誓約書」と添付書類 (20 ～ 43 ページ)
毎年 1 回 (12 月～2 月頃)	「貸与額通知」(59 ページ) ※インターネット確認	「奨学金継続願」(61 ページ) ※インターネット入力
借り終わるとき	「貸与奨学金返還確認票」 (71 ページ)	「口座振替 (リレー口座) 加入申込書」のコピー (71 ページ)

書類は学校から受け取ります。提出先も学校です。詳しくは、学校の指示に従ってください。

スカラネット・パーソナル (84 ページ)

「毎月の奨学金の金額は？ 借りの期間は？」あなたの情報を見ることができます！

スカラネット・パーソナルでは、あなたの奨学金に関する情報 (奨学金の金額・借りの期間・振込口座等) を確認したり、様々な手続きをしたりすることができます。

「貸与額通知」(59 ページ) の確認や「奨学金継続願」(61 ページ) の提出も、スカラネット・パーソナルから行います。

※「スカラネット・パーソナル」は、奨学金申込時にインターネットを通じて入力を行った「スカラネット」とは別のシステムになりますので未登録の場合は新規登録が必要です。

奨学金貸与・返還シミュレーション

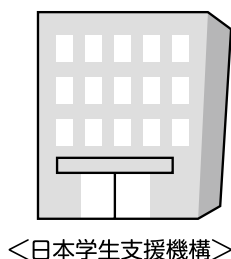
(86 ページ)

「私の返還はどうなるの？」 シミュレーションしてみよう！

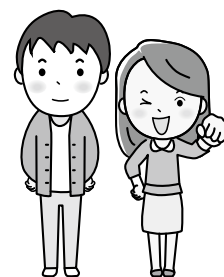
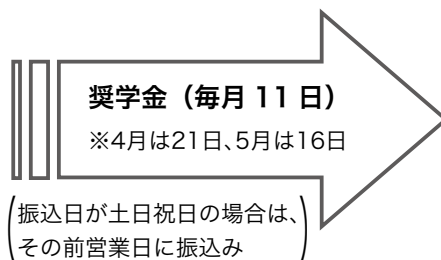
借りる額などの条件を設定することで、毎月の返還額や返還回数などをシミュレーションできるシステムです。登録などの手続きも必要なく、条件を設定するだけで簡単にシミュレーションできます。

奨学金の受け取り方

(45 ページ)



＜日本学生支援機構＞



奨学生(あなた)の口座

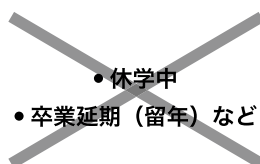
奨学金は、あなた名義の普通預金（貯金）口座に振り込まれます。

振り込まれる金額 = (機関保証の方) 奨学生証の「貸与月額」マイナス「保証料」(16ページの⑤-⑧)。

(人的保証の方) 奨学生証の「貸与月額」(18ページの⑤)。

※第一種奨学金と給付奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与を受けられる月額上限額が制限されます。

※奨学金を受け取れない例 (52 ページ6-2、63～64 ページ)



受け取れません



受け取れないことがあります
(学校に相談)

借りている間の変更

●振り込まれる金額に関する変更（増額・減額など）(47 ページ)

※一時的な増減額はできません。

●あなたや、あなたの奨学金借入れに関する人の登録情報（氏名・住所・振込口座など）の変更 (51 ページ、46 ページ)



奨学生(あなた)



連帯保証人

保証人

(人的保証)



本人以外の連絡先

(機関保証)

●奨学金を途中で辞退する場合や、休学・退学などの学籍上の身分変更がある（あった）場合 (52～56 ページ)

奨学金継続の手続き

(毎年12月～2月頃)(61ページ)

「奨学金継続願」(あなたの1年間の収入・支出も報告)をインターネットで提出(入力)

→→ 学校による成績などの審査 →→ 次の年度の奨学金を借りられるかが決定。



奨学生(あなた)が
「奨学金継続願」を提出



学校による成績などの審査

※学業成績が不振などの場合は、次の年度の奨学金が受け取れなくなります。

あなたが返還する金額

(73ページ)

返還金は、奨学金を借り終わるときにあなたが指定した口座(振替用口座(リレー口座))から、毎月引き落とされます。

【第一種奨学金の場合】**【第二種奨学金の場合】**

第一種奨学金の場合		第二種奨学金の場合	
保証料(天引き)		利子	利子
あなたに振り込まれた金額	あなたに振り込まれた金額	保証料(天引き)	あなたに振り込まれた金額
機関保証	人的保証	あなたに振り込まれた金額	あなたに振り込まれた金額
借用総額 = 返還総額		借用総額 = 返還総額	
返還総額		返還総額	

返還できないとき—救済制度

(77～79ページ)

- ・ 毎月の返還金額を減額する(減額返還)
- ・ 返還を一時停止して先送りにする(返還期限猶予)
- ・ 在学中の返還を一時停止して先送りにする(在学猶予)

※救済制度を活用した場合も、返還総額は変更なし。(返還総額が減るわけではありません。また、返還期間が長くなったからといって返還総額(利子等)が増えることもありません。)



収入が少ない
→ 減額返還



傷病で入院
→ 返還期限猶予



専門学校で資格取得
→ 在学猶予

返還が難しい時は、救済制度のご利用を！

※適用基準あり

はじめに

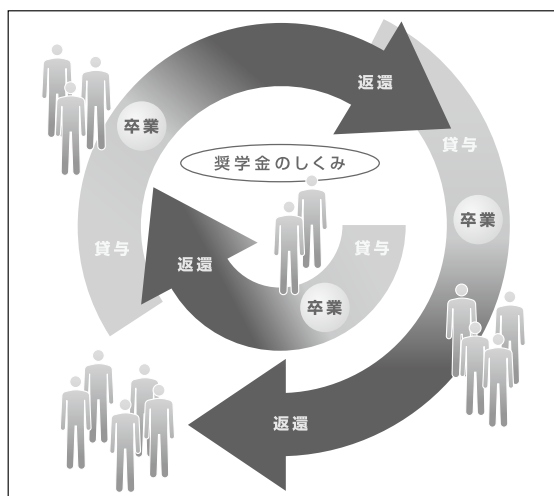
みなさんは、日本学生支援機構の貸与奨学生として採用されました。

日本学生支援機構の貸与奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生に貸与されるものです。

みなさんは、その奨学金の貸与を受ける資格があると認められました。その誇りと自信をもって、勉学に励み、それぞれの描いた未来や夢に向かって、その第一歩を踏み出してください。



1. 貸与奨学金制度



日本学生支援機構が実施する第一種奨学金及び第二種奨学金は借入金（貸与奨学金）です。卒業後は必ず返還する義務があります。

この奨学金制度は、先輩が返還した奨学金を後輩の奨学金として直ちに利用する仕組みとなっています。

奨学生ひとりひとりが、責任をもって返還することで、奨学金制度が成り立っていることを忘れないでください。



2. 貸与奨学生としての心構え

- (1) 奨学金制度について、十分に理解してください。
- (2) 学校から奨学金の説明を必ず受け、貸与中の手続きなど、学校の指示を守ってください。
- (3) 奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。



3. 注意事項

■提出期限を守る

学校が期限を定めて書類の提出を求めることがあります。

期限までに提出しないと、奨学生としての採用を取り消されたり、奨学生としての資格を失ったりすることがありますので、学校からの連絡には必ず対応するようにしてください。

特に「返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）」（以下、「返還誓約書」といいます）は、必ず期限までに添付書類とともに提出してください。期限までに提出がない場合は、貸与奨学生としての採用が取消になり、振り込まれた奨学金を全額返金しなくてはなりません。

なお、提出された書類は返却しません。提出書類等の本人控又は写しは保管しておいてください。

■学業に励む

学業不振や性行不良等の場合には、奨学金は廃止（打ち切り）又は一定期間停止することがあります。（63～65ページ参照）

■借り過ぎに注意

奨学生として採用された後、「返還誓約書」で借用金額等を確認してください。

また、家庭の経済状況や卒業後の返還額を十分に考慮し、適切な貸与月額に見直してください。

なお、目安となる第一種奨学金と第二種奨学金の返還例は74～76ページを参照してください。また、月々の返還額は「奨学金貸与・返還シミュレーション」（86ページ参照）でも確認することができます。是非、活用してください。



ポイント

第一種奨学金と第二種奨学金を併せて貸与を受ける場合、借用総額及び毎月の返還額が多額となるので、借り過ぎに注意してください。

■第一種奨学金と給付奨学金を併せて利用するとき

第一種奨学金と給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が自動的に調整（減額又は増額）されます。これを併給調整といい、調整後の貸与月額は「給付奨学金を併せて利用する時の第一種奨学金の貸与月額」（90ページ）で確認してください。



ポイント

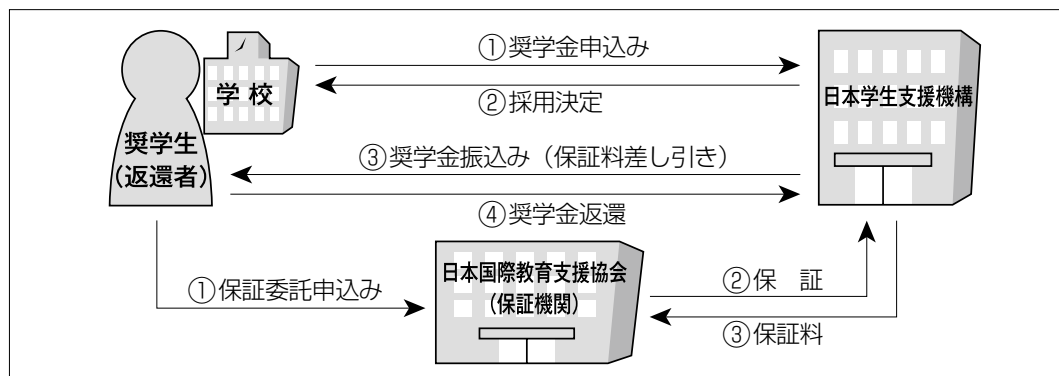
第一種奨学金の貸与を受けていて、後から給付奨学金が採用になった場合、第一種奨学金の返金が必要になる場合があります。

第一部 貸与奨学金に関わる制度

1. 保証制度

- 本機構の貸与奨学金を借りる際は、「機関保証」か「人的保証」を選択します（奨学金申込み時に選択済みです）。
- 機関保証制度とは、本機構が指定する保証機関の連帯保証を受ける制度です。なお、保証機関に保証料を支払う必要があります。
 - あなたが奨学金の返還を一定期間延滞した場合、あなたに代わって保証機関が本機構に対して返済をします。その後、保証機関があなたに対し、本機構に支払った額を一括して請求します。
- 人的保証制度とは、あなたの父母・親戚等に連帯保証人と保証人を引き受けてもらう制度です（本機構が定める条件があります）。条件：22 ページ参照。
 - あなたが奨学金の返還を一定期間延滞した場合、連帯保証人・保証人にも延滞のお知らせや返還の請求・督促等を行います。
- どちらを選択したとしても、奨学金はあなた自身が責任を持って返還する必要があります。

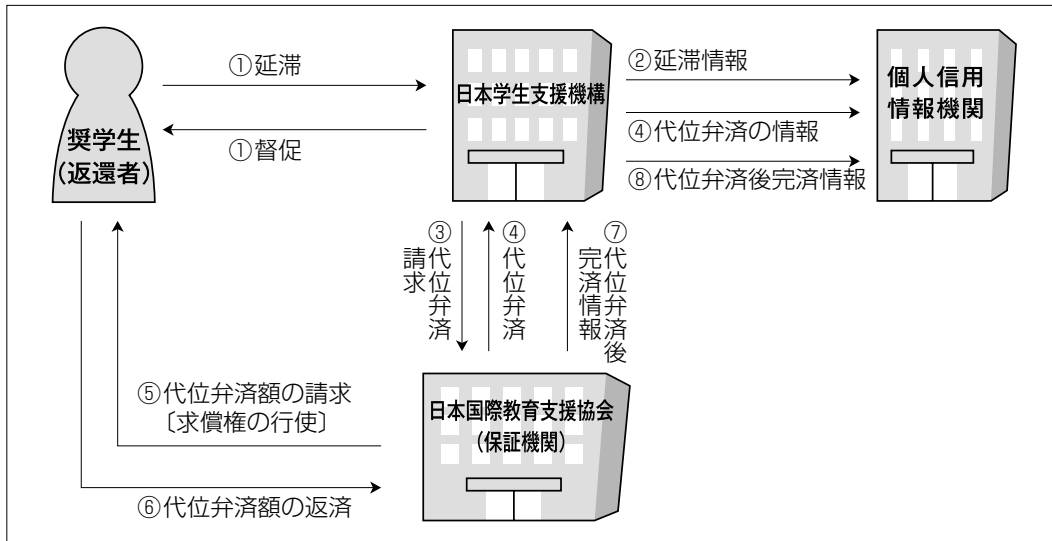
1-1. (機関保証の場合)保証の申込みから奨学金の貸与・返還まで



- ①あなたが本機構に奨学金を申し込みます。
同時に保証機関である「公益財団法人日本国際教育支援協会」（以下、「協会」といいます）に対し保証委託を申し込みます。
- ②保証機関（協会）が債務の保証をし、本機構が奨学生として採用します。
- ③本機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料を差し引き、あなたの口座に振り込みます。
※奨学金から差し引いた保証料は、本機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。
- ④貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。本機構に対し約束どおりの返還をしていただきます。（保証料を含む貸与総額を返還していただきます。）

1-2. 奨学金の返還を延滞した場合

【機関保証の場合】



- ①あなたが奨学金の返還を延滞した場合、本機構はあなたに対し返還の督促を行います。
- ②返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上となった場合、あなたの個人情報（延滞情報）が個人情報情報機関に登録される対象となります。
- ③さらに延滞が続いた場合、本機構は保証機関（協会）に対し、あなたの奨学金の返還残額（元金、利子（第二種奨学金のみ）、延滞金の合計額）を請求します。（代位弁済請求）
- ④保証機関（協会）があなたの奨学金の返還残額を本機構に支払います。（代位弁済）
また、あなたの個人情報（代位弁済の情報）が個人情報情報機関に登録されます。
- ⑤保証機関（協会）があなたに対し、本機構に支払った額（代位弁済額）を一括して請求します。（求償権の行使）
- ⑥あなたは保証機関（協会）に対し、代位弁済額を返済しなければなりません。また、代位弁済額の返済が滞ったときは、年10%の遅延損害金が加算されます。返済に応じない場合、法的手続（財産、給与の差し押さえ等）が執られます。
- ⑦あなたが保証機関（協会）に代位弁済額を完済した場合、保証機関（協会）は代位弁済後の完済情報を本機構に提供します（代位弁済実行後5年以内）。
- ⑧本機構からの提供によりあなたの個人情報（代位弁済後完済情報）が個人情報情報機関に登録されます（代位弁済実行後5年以内）。



ポイント

保証機関（協会）からの返済の督促に応じない場合、法的措置（財産・給与の差し押さえ等）が執られます。

【人的保証の場合】

- ①あなたが奨学金の返還を延滞した場合、本機構はあなた及び連帯保証人・保証人に対し返還の督促を行います。
- ②返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上となった場合、あなたの個人情報（延滞情報）が個人情報情報機関に登録される対象となります。

- ③さらに延滞が続き、あなたからの返還がない場合には、連帯保証人や保証人へ請求を行います。
- ④長期に渡って延滞が解消されない場合、返還未済額（元金、利子（第二種奨学金のみ）、延滞金の合計額）を一括で請求します。これに応じない場合は、法的手続きを執ることがあります。

1-3. 保証制度の変更

(1) 「人的保証」から「機関保証」への変更

連帯保証人又は保証人に死亡等やむを得ない事由が発生し、保証ができなくなった場合は、機関保証への変更ができます。また、第一種奨学金の返還方式を「定額返還方式」から「所得連動返還方式」に変更する場合は、機関保証への変更が必要です（12 ページ参照）。学校に必要書類を提出してください。

※ あなたが債務整理（破産・民事再生等）を検討するような経済状態である場合は、保証の変更はできません。

①変更手続きの時期

在学している学校に相談してください。

なお、以下の場合は変更できません。

- ・振込保留中、休・停止中
- ・「奨学金貸与月額変更願（届）（減額）」を提出し、遡って減額が適用されて振込金額が調整されている期間

※給付奨学金と併せて利用している第一種奨学金の場合、変更手続きが行えない時期があります。なお、給付奨学金が家計急変採用の場合は保証の変更ができない場合もあります。

②保証料の一括振込み

保証機関（協会）の規定に基づいた額を一括で振り込むことが必要です（貸与開始月から変更月までの保証料）。所定の期限までに保証料の支払いがないときは、奨学金の貸与が受けられなくなる場合があります。

(2) 「機関保証」から「人的保証」への変更

機関保証から人的保証への変更はできません。



ポイント

すでに貸与を受けた奨学金の月数や期間によっては、機関保証へ変更するために振り込む保証料が多額になることがあります。当初の連帯保証人及び保証人を選任できなくなった場合などは、速やかに学校へ申し出るようにしてください。

（参考）

2022 年度に第二種奨学生として採用され、月額 12 万円で 48 か月の貸与を受けた（貸与総額 576 万円）者が、貸与終了時に機関保証へ変更する際に一括で振り込む保証料は、31 万円程度になります。



2. 返還方式

- 2017 年度より、第一種奨学金の返還方式として従来の定額返還方式に加え、「所得連動返還方式」が導入されました。なお、第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金は、全員、定額返還方式となります。

2-1. 二つの返還方式

第一種奨学金の奨学生は、申込時に定額返還方式か所得連動返還方式のいずれかを選択しています。

(1) 定額返還方式

- 貸与総額に応じて決定された一定の返還金額（月額）で返還する返還方式です。
- 第二種奨学金の奨学生は全員、定額返還方式が適用されます。
- 割賦方法（返還方法）は、返還誓約書提出時に、月賦返還か月賦・半年賦併用返還（73 ページ参照）のいずれかを選択します（34 ページ参照）。

(2) 所得連動返還方式

第一種奨学金のみが対象となります。



ポイント

- 返還するときの金額（返還月額）が、前年の所得（課税総所得金額）に応じて決まります。

$$\text{返還月額} = \text{課税総所得金額} \times 9\% \div 12$$
- 所得連動返還方式を希望する場合の保証制度は、機関保証を選択する必要があります。
- 割賦方法（返還方法）は月賦返還のみです（月賦・半年賦併用返還はできません）。
- 返還開始 1 年目は、返還月額を定額返還方式により算出した返還月額の半額（最低金額は 2,000 円）とし、その額での返還が困難な場合は申請により 2,000 円に減額できます。
- 前年の所得（課税総所得金額）が 0 円の場合でも、返還月額は最低金額の 2,000 円となり、0 円にはなりません。
- 返還が困難になった場合（あなたの年収がおおむね 300 万円以下）、返還期限猶予制度は利用できますが、減額返還制度は利用できません（77 ～ 78 ページ参照）。

2-2. 二つの返還方式の違い

	定額返還方式	所得連動返還方式
対象	全ての貸与奨学金	第一種奨学金のみ (617～622で始まる奨学生番号)
保証制度（6ページ参照）	機関保証か人的保証かを選択	機関保証のみ
マイナンバーの提出	必要（44ページ参照）	必要（44ページ参照）
返還月額	返還完了まで、毎月ほぼ一定の額 （貸与総額により定められた一定額（74～76ページ参照））	【返還開始後最初の9月まで】 定額返還方式により算出した返還月額の1/2の額 【その後】 前年の収入・所得に応じた額 課税総所得金額×9%÷12 なお、あなたが被扶養者となっている場合は、あなたと扶養者の課税総所得金額の合計に基づき算出します。 ※いずれの場合も最低月額は2,000円
返還年数 （救済制度適用期間を除く）	貸与総額により決定 （最長20年）	返還が終わるまで （収入・所得に応じて変動）
割賦方法（返還方法）	「月賦返還」か「月賦・半年賦併用返還」のいずれかを選択 （34ページ参照）	「月賦返還」のみ
救済制度（77ページ） の利用の制限	全ての制度の申請可能	減額返還以外は申請可能

（注）所得連動返還方式から定額返還方式に変更しても、割賦方法（返還方法）は「月賦返還」のままとなります。

【返還月額の例】大学（学部）で48か月、月額50,000円を借りた場合

<貸与総額 2,400,000円>

	定額返還方式	所得連動返還方式	
返還回数 （年数）	180回 （15年）	返還が終わるまで	
返還月額	13,333円	前年収入・所得から決定（右の表を参照）	

年収	課税総所得金額（※）	返還月額
...	...	...
600万円	303万円	約22,700円
500万円	238万円	約17,900円
400万円	173万円	約13,000円
300万円	114万円	約8,600円
200万円	59万円	約4,400円
144万円	24万円	最低返還月額
100万円	0万円	2,000円

※単身世帯の場合の目安。

本人の年収300万円以下の場合、返還期限猶予の利用が可能

2-3. マイナンバーの提出について

所得連動返還方式選択者は課税総所得金額に基づき毎年返還月額の見直しを行うため、マイナンバーの提出が必須となります。

奨学金申込時にマイナンバーを提出していない人（大学院・緊急採用の申込者等）は、奨学生として採用された時に配付される「マイナンバー提出書」を使用して、本機構が指定する宛先に、マイナンバーを提出してください。マイナンバーの提出方法については、44ページを参照してください。

※貸与終了後にあなたが被扶養者となっている場合は、あなたを扶養している方のマイナンバー又は収入が分かる書類等の提出が必要となります。

※マイナンバーを提出しない場合は、返還方式を定額返還方式に変更する手続きを学校で行ってください。

2-4. 所得連動返還方式による返還について

(1) 返還初年度（返還開始月から最初の9月まで）の返還月額

原則として、定額返還方式により算出した返還月額の半額（1円未満の端数は切り捨て）となります。ただし、返還月額の半額が2,000円未満の場合、返還月額は最低返還月額の2,000円となります。なお、定額返還方式により算出した返還月額の半額での返還が困難な場合は、願い出により最低返還月額2,000円での返還が可能です。

※返還開始が11月以降の場合、返還初年度は返還開始月から最初の9月までとなります。

(2) 返還月額の見直し（返還開始翌月以降最初の10月）後の返還月額

ア 返還月額の見直し時期

返還月額については、課税総所得金額に基づき毎年見直しを行います。最初の返還月額の見直しは、課税総所得金額に基づき、返還開始翌月以降最初の10月に行います（10月分から見直し後の返還月額が適用されます）。前年の課税総所得金額は毎年6月頃に確定するため、初回の返還月額の見直し以降は、毎年6月～9月にマイナンバーを利用して本機構が取得した前年の課税総所得金額から返還月額を算出し、10月～翌年9月まで、算出された返還月額で返還します。

返還中に返還者が被扶養者となっている場合は、返還者と扶養者の課税総所得金額の合計に基づき返還月額を算出します。

イ 返還月額

課税総所得金額に9%をかけた額がその年の返還総額となり、それを12で割った額（1円未満の端数は切り捨て）が返還月額となります。ただし、その額が2,000円未満となる場合は2,000円が返還月額となります。

注意：返還月額の最低月額は2,000円です。前年の課税総所得金額が0円の場合でも、返還月額は0円にはなりません。

2-5. 返還方式の変更について

【貸与中】

貸与期間が終了する年度の一定の期限まで、どちらの返還方式にも変更できます。

(1) 変更手続き

学校を通じて「第一種奨学金返還方式変更届」(所定の用紙)を提出してください。

(2) 変更手続き期限

年度によって異なります。詳しくは学校へ確認してください。

また、退学や辞退などの理由で卒業前に貸与が終了する場合も、変更手続きの期限を前もって学校へ問い合わせのうえ、変更の手続きをしてください。

なお、貸与中でも以下の場合は「返還方式の変更」は出来ません。

- ①振込保留中、休・停止中
- ②「人的保証から機関保証への変更」の手続き中
- ③通信課程の奨学金(通年スクーリングは除く)

【貸与終了後】

「定額返還方式から所得連動返還方式」への変更はできますが、「所得連動返還方式から定額返還方式」への変更はできません。

(1) 変更手続き

所定の様式を本機構から取り寄せ、記入した上で本機構に送付してください。その時点で本機構にマイナンバーを提出していない場合は、署名(未成年の場合は親権者も署名が必要)をした「マイナンバー提出書」と「マイナンバーカード」等のコピーを別途、本機構が指定する宛先に簡易書留により送付してください。



ポイント

- ・ 人的保証を選択している方が、定額返還方式から所得連動返還方式へ変更する場合は、機関保証に変更(8ページ参照)する必要があります。その場合、保証料について、保証機関(協会)に一括で支払う必要があります。
- ・ 所得連動返還方式から定額返還方式に変更しても、保証制度は変更できません。
- ・ 延滞している場合は、返還方式の変更はできません。

3. 第二種奨学金に係る利率の算定方法

- 第二種奨学金の利率の算定方法は、①「利率固定方式」と②「利率見直し方式」があり、申し込む際にいずれか一方を選択します。
- 実際の利率及び割賦金は貸与終了後に、本機構より「第二種奨学金の返還条件等通知および口座振替（リレー口座）加入通知」で通知します。
- いずれの方式も、基本月額に係る利率は財政融資資金（以下、財投）等の利率が適用され、年3.0%を超えることはありません。奨学金貸与中、在学猶予中及び返還期限猶予中は、無利息です。

3-1. 二つの利率算定方法

(1) 「利率固定方式」と「利率見直し方式」

利率は、奨学金の申込時に選択した「利率の算定方法」に基づいて算定されます。奨学金貸与中に「利率の算定方法」の変更を届け出た場合は、最後に届け出た「利率の算定方法」に基づいて算定されます。それぞれの方式の詳細は、以下のとおりです。

○「利率固定方式」と「利率見直し方式」について

①利率固定方式	貸与終了時点で決定した利率が返還完了まで適用されます。将来、市場金利が変動した場合も、返還利率は変動しません。
②利率見直し方式	貸与終了時点で決定した利率を、返還期間中おおむね5年ごとに見直します。将来、市場金利が上昇した場合は、貸与終了時の利率より高い利率が適用され、市場金利が下降した場合は、貸与終了時の利率より低い利率が適用されます。

※「貸与終了時点で決定した利率」とは、奨学金の交付に充てた資金の借り換えに充てる財政融資資金（第二種奨学金の財源として国から借り入れた資金）の利率を指します。財政融資資金の借り換えと併せて債券を発行した場合は、財政融資資金と債券の利率を加重平均して利率を決定します。

(2) 基本月額に係る利率

年度末の貸与終了者の基本月額に係る利率は次ページの表のとおりです。

なお、詳しくは、本機構ホームページを確認してください。

○第二種奨学金の貸与利率

区 分		利率固定方式	利率見直し方式
貸与終了年月	2014年3月	0.82%	0.20%
	2015年3月	0.63%	0.10%
	2016年3月	0.16%	0.10%
	2017年3月	0.33%	0.01%
	2018年3月	0.27%	0.01%
	2019年3月	0.14%	0.01%
	2020年3月	0.070%	0.002%
	2021年3月	0.268%	0.004%

3-2. 増額貸与利率の算定方法

- ①私立大学の医学・歯学・薬学又は獣医学を履修する課程に在学する人が基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合
- ②法科大学院に在学する人が基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合
- ③入学時特別増額貸与奨学金を受けた場合

上記①～③の貸与利率は、基本月額に係る利率と増額月額部分に係る利率（以下「増額貸与利率」といいます）を加重平均して決定されます。その基礎となる基本月額に係る利率と増額貸与利率は、次のとおりです。

基本月額に係る利率：「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定されます（年3.0%が上限です）。

増 額 貸 与 利 率：原則として基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率となります。

3-3. 「利率の算定方法」の変更手続き

(1) 変更申請期間

貸与期間が終了する年度の一定期限まで変更できますが、その期限は年度によって異なります。詳しくは学校へ確認してください。

また、退学や辞退などの理由で卒業前に貸与が終了する場合も、変更手続きの期限を前もって学校へ問い合わせのうえ、学校を通じて変更の手続きをしてください。

(2) 変更方法

「第二種奨学金『利率の算定方法』変更届」（所定の用紙）を学校を通じて提出してください。人的保証制度選択者は、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印による押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です。

(3) 「利率の算定方法」を変更できない場合

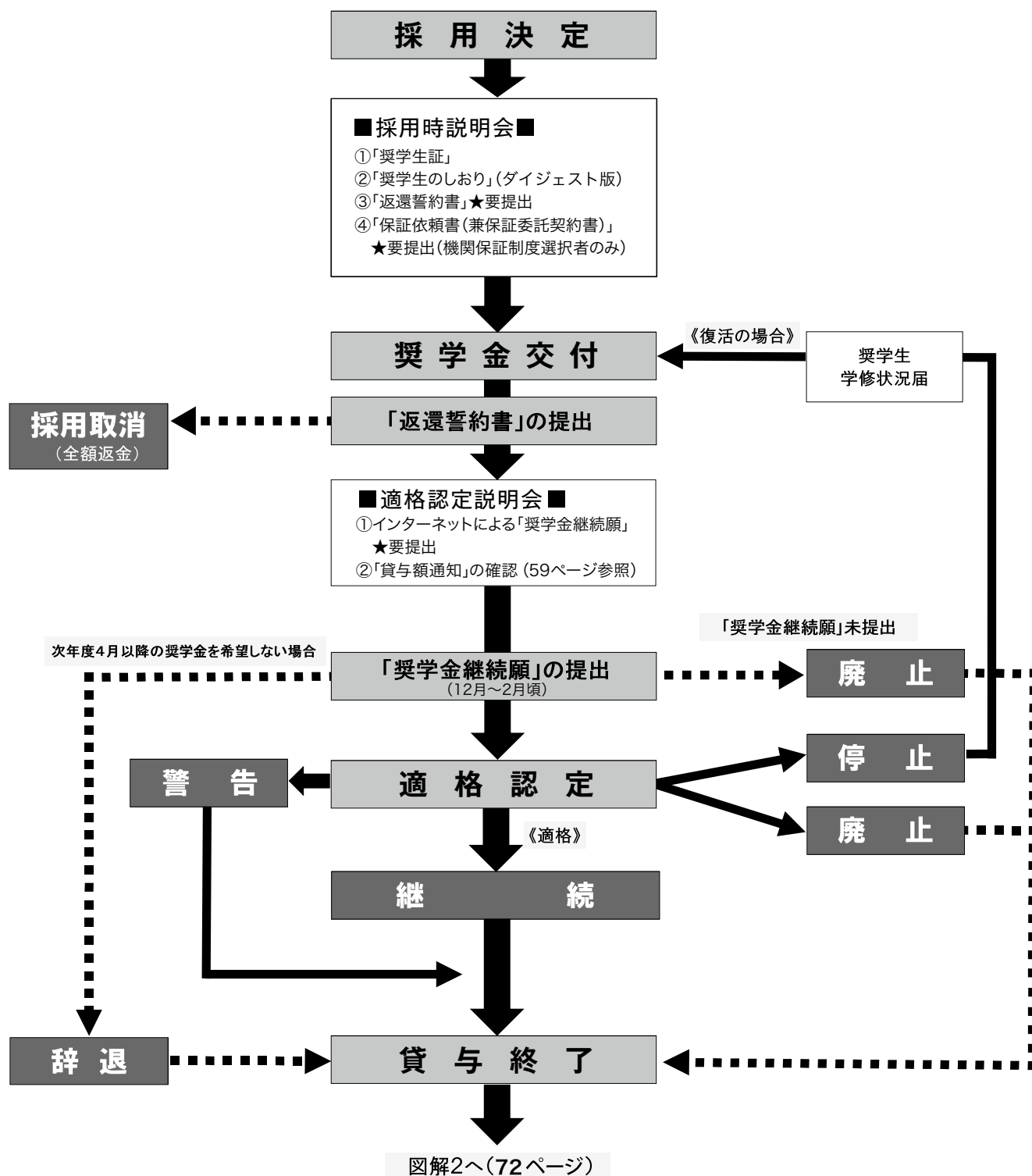
- ①振込保留中、休・停止中
- ②「人的保証から機関保証への変更」の手続き中
- ③貸与終了後
- ④第一種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金のみで採用された場合の入学時特別増額貸与奨学金

※原則として入学時特別増額貸与奨学金は初回振込時に全額振り込まれ、利率及び「利率の算定方法」がその時点で確定するためです。第二種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金を申し込んだ人の場合は変更できます。

- ⑤通信課程の奨学金（通年スクーリングは除く）

第二部 貸与中の手続き

図解 1 <奨学生採用から貸与終了まで>



③貸与の始期

貸与の始期とは、奨学金の開始年月（何年何月分から借りるのか）のことです。

④貸与の終期（予定）

貸与の終期とは、奨学金の終了年月（何年何月分まで借りる予定なのか）のことです。

貸与の途中で奨学金を辞退したり、退学したりした場合は、貸与の終期は早まります。

⑤貸与月額

あなたが選択した奨学金の月額が印字されています。

※第一種奨学金と給付奨学金を併せて利用する場合は、調整後の貸与月額が印字されています。

なお、申込時に自宅外通学を選択した場合でも、給付奨学金を受けており（第一種奨学金と同時に採用となった場合も含む）自宅外通学の証明書類の審査が完了していない場合、自宅月額で振込みが開始されます。そのため自宅通学の貸与月額が印字されます。

※高等専門学校の1～3年生で採用となった場合は、1～3年生の間の貸与月額と4・5年生の間の貸与月額がそれぞれ印字されます。

※貸与月額が変更されても、奨学生証の再発行はいたしません。あなたの奨学金に関する情報についてはスカラネット・パーソナルから確認してください。

⑥振込先金融機関名

本支店名・口座番号は、個人情報保護の観点から印字していません。

振込口座の変更手続きは46ページを参照してください。

⑦特記事項

最高月額が利用できない人には、その旨が印字されています。

⑧保証料月額

機関保証制度に加入した人に印字されています。

なお、保証料は奨学金の種類（第一種奨学金、第二種奨学金）、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出しています。



ポイント

複数月分の奨学金がまとめて振り込まれる場合の保証料は、保証料月額に月数を掛けた金額とならないことがあります。

⑨その他制度適用者

以下の制度適用者に印字されています。

（ア）地方創生枠

基金を設置した地方公共団体（基金設置団体）から「地方創生枠」として推薦を受けた人で、第一種奨学生として採用された人に印字されています。

（イ）定額返還方式又は所得連動返還方式

奨学金申込み時（予約採用の人は進学届提出時）に選択した返還方式が印字されています（返還方式については9ページを参照してください）。

※（猶予年限特例）は、一定の収入・所得を得るまでの間、10年間の制限なく返還期限の猶予（78ページ参照）を願い出ることができる人に印字されています。

（ウ）第一種奨学金再貸与

再貸与を申し込み、採用された人に印字されています。

※過去に第一種奨学金の貸与を受けたことがある人は、すべての学種を通じて1回に限り、同一学種（課程）で現に在学する学校の標準修業年限まで、再度、貸与を受けることができます。

1-2. 第二種奨学金（有利子）

例) 第二種奨学金 奨学生証（人的保証）

JASSO

奨学生証
(第二種奨学金採用決定通知)

学 校 名 日本学生支援機構

① 奨学生番号 822-04-000000

学 籍 番 号 J12345

② 奨学生氏名 姓 名

あなたは独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金の奨学生であることを証します

社会との繋がりを意識し、社会の担い手としての自覚を持って勉学に励んで下さい

独立行政法人
日本学生支援機構理事長
吉岡 知哉

③ 全 体 学 生 名 簿 日 2022年 1月 1日

④ 学 生 名 簿 日 2022年 2月 1日

⑤ 学 生 名 簿 日 2022年 3月 1日

⑥ 入 学 時 間 2022年 3月 1日

⑦ JASSO 奨学金 貸与 開始 日 2022年 3月 1日

⑧ 貸与 開始 日 2022年 3月 1日

※見本は奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

①奨学生番号

奨学生番号は、奨学生一人ひとりに与えられる固有の番号です。奨学金に関する届出等を行う場合は、奨学生番号が必要となります。

②氏名

氏名が誤っている場合は、学校に申し出てください。ただし、訂正・変更しても再発行はされません。

なお、旧字体や異字体などの外字は対応していません。通用字体での登録になります。

〔旧字体の使用字体例〕吉→吉、祐→祐

③貸与の始期

貸与の始期とは、奨学金の開始年月（何年何月分から借りるのか）のことです。採用決定後に貸与の始期を変更することはできません。

④貸与の終期（予定）

貸与の終期とは、奨学金の終了年月（何年何月分まで借りる予定なのか）のことです。貸与の途中で奨学金を辞退したり、退学したりした場合は、貸与の終期は早まります。

⑤貸与月額

あなたが選択した奨学金の月額が印字されています。

⑥入学時特別増額貸与額

入学時特別増額貸与奨学金を申し込み、採用された人に印字されています。

※ 10 万円、20 万円、30 万円、40 万円、50 万円のいずれかです。



入学後の申込者で、学校から「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」の提出を求められた人には「入学時特別増額貸与額」が印字されていない場合があります。

⑦利率の算定方法

第二種奨学金（有利子）の奨学生として採用された人に印字されています。

※ 「利率固定方式」又は「利率見直し方式」（奨学金申込み時（予約採用の人は進学届提出時）に選択済み）のいずれかです（13 ページ参照）。

※ 貸与中の一定期間まで変更できます（14 ページ参照）。

⑧振込先金融機関名

本支店名・口座番号は、個人情報保護の観点から印字していません。

振込口座の変更手続きは 46 ページを参照してください。

**奨学生番号のしくみ**

奨学生番号は、11 桁の番号で構成されています。（例：622 - 04 - 000000）

	①貸与種別	②採用年度	③学種	④通し番号
第一種奨学金	6	22	04	〇〇〇〇〇〇
第二種奨学金	8	22	08	〇〇〇〇〇〇

①貸与種別（1 桁）

- 6 第一種奨学金（無利子）
- 8 第二種奨学金（有利子）

②採用年度（西暦下 2 桁）

例 2022年→22

③学種（2 桁）

- 01 高等専門学校
- 02 短期大学
- 04 大学学部
- 06 大学院
- 08 専修学校専門課程
- 09 通信課程

④通し番号（6 桁）

第一種奨学金（月額）と入学時特別増額貸与奨学金で採用された場合、入学時特別増額貸与奨学金用（第二種奨学金）の奨学生番号が別に付番されます。この時、第二種奨学金の通し番号の上 1 桁は「7」となります。



2. 返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）

- 「返還誓約書」は、あなた（奨学生本人）と本機構の金銭消費貸借契約を明確にする契約書です。
- 奨学生全員が、必ず、「返還誓約書」を提出期限までに提出しなければなりません。
- 「返還誓約書」には、申込みの際にあなたがスカラネット（予約採用の人は進学届）で入力した内容が印字されています。内容の訂正・変更は、学校に申し出てください。

2-1. 返還誓約書の提出（貸与開始時の手続き）

（1）返還誓約書とは

返還誓約書は、これからあなた（奨学生本人）が貸与を受ける奨学金の貸与及び返還の条件等を確認するために作成します。

（2）返還誓約書の提出

学校が指示した期日までに必ず提出してください。提出のない場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。



ポイント

- 給付奨学金（新制度）を受給し、あるいは授業料等減免を受けながら第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与月額が自動的に調整（併給調整）され、0円となる場合があります。その場合も返還誓約書の提出は必要です。
- 第一種奨学金が併給調整されている場合の借用金額は、申込時の希望月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。ただし、奨学生証に印字されている給付併給による調整後の貸与月額が申込時の希望月額を上回る場合は併給調整後の月額により算出しています。
- 併給調整等により第一種奨学金の借用予定金額が増額となった場合は、別途「貸与奨学金増額同意書」の提出が必要となる場合があります。
- 学校及び本機構の審査により不備が見つかった場合は、学校から返還誓約書が返却されますので、不備を解消したうえで再提出してください。なお、不備が解消されるまでの間は、奨学金の振込みが停止となることがあります。

（3）返還誓約書の内容

返還誓約書には、あなた（奨学生本人）がスカラネット（予約採用の人は進学届）で入力した申込情報に基づき、借用金額、貸与の条件（予定）、返還の条件（目安）、保証の種類（機関保証又は人的保証）、等が印字されています。

印字の内容を訂正・変更したい場合は、学校に申し出てください。



ポイント

- 併用貸与（第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与）を受ける人は、第一種奨学金と第二種奨学金（入学時特別増額貸与奨学金を含む）の返還誓約書をそれぞれ作成する必要があります。
- 一貫制博士課程（修業年限5年）で第一種奨学金の貸与を受ける人は、採用時に博士後期課程の貸与月額が決定しない都合上、返還誓約書を採用時と博士後期課程進級時の2回作成する必要があります。

2-2. 連帯保証人・保証人の選任条件（人的保証）

（1）連帯保証人

奨学金の返還についてあなた（奨学生本人）と同等の責任を負い、あなた（奨学生本人）が返還しないときは、その全額について返還をしなければなりません。

次の条件すべてを満たす必要があります。

- ①あなた（奨学生本人）が成年者の場合は、あなたの父母。父母がいない場合は、あなた（奨学生本人）の兄弟姉妹・おじ・おば等の4親等以内の親族。
- ②あなた（奨学生本人）が未成年者の場合は、その親権者（親権者がいない場合は未成年後見人）。
- ③返還誓約書の誓約日（スカラネット入力日）時点で未成年者でない方。また、返還誓約書の提出後に連帯保証人を変更する場合は、その届出日現在で未成年者でない方。
- ④学生でない方。
- ⑤あなた（奨学生本人）の配偶者・婚約者でない方。
- ⑥債務整理中（破産等）でない方。
- ⑦貸与終了時（貸与終了月の末日時点）にあなた（奨学生本人）が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満である方。

（2）保証人

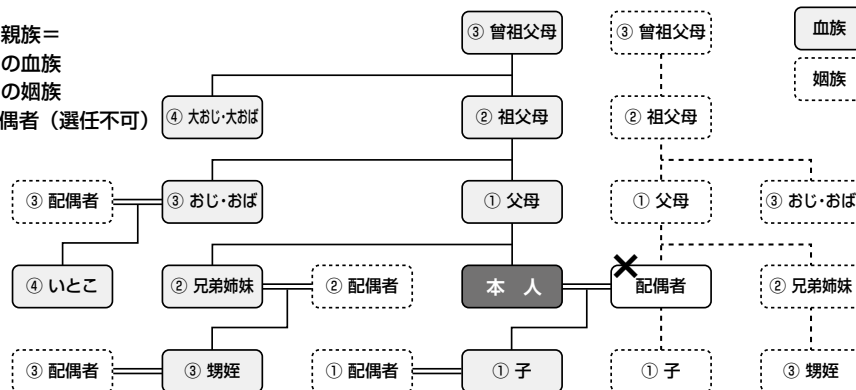
あなた（奨学生本人）及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりません。連帯保証人には認められていない「分別の利益」（保証人の返還すべき金額が、あなたが返還すべき返還未済額の2分の1となること）のほか、「検索の抗弁権」や「催告の抗弁権」が認められています。

次の条件をすべて満たす必要があります。

- ①あなた（奨学生本人）及び連帯保証人と別生計の方。
- ②あなた（奨学生本人）の父母を除く、おじ・おば・兄弟姉妹等の4親等以内の親族の方。
- ③返還誓約書の誓約日（スカラネット入力日）時点で65歳未満である方。また、返還誓約書の提出後に保証人を変更する場合は、その届出日現在で65歳未満である方。
- ④返還誓約書の誓約日（スカラネット入力日）時点で未成年者でない方。また、返還誓約書の提出後に保証人を変更する場合は、その届出日現在で未成年者でない方。
- ⑤学生でない方。
- ⑥あなた（奨学生本人）又は連帯保証人の配偶者・婚約者でない方。
- ⑦債務整理中（破産等）でない方。
- ⑧貸与終了時（貸与終了月の末日時点）にあなた（奨学生本人）が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満である方。

4 親等以内の親族＝

- ・4 親等内の血族
- ・3 親等内の姻族
- ・本人の配偶者（選任不可）



【連帯保証人・保証人に選べない人がいます】

- 未成年者・学生
- あなたの配偶者・婚約者
- 債務整理中の人

連帯保証人に選べない人

- あなたの父母
- あなた又は連帯保証人と同一生計の人
- 未成年者・学生
- あなた又は連帯保証人の配偶者・婚約者
- 債務整理中の人

保証人に選べない人

- 4 親等を超える親族
- 65 歳以上の人

条件つきで保証人に選べる人

【貸与終了時にあなたが満 45 歳を超える場合】この人も選べません。

- 60 歳以上の人

連帯保証人に選べない人

- 60 歳以上の人

保証人に選べない人

【年齢について】

あなた（奨学生本人）及び連帯保証人・保証人の年齢の計算は、「年齢計算ニ関スル法律（明治 35 年 12 月 2 日法律第 50 号）」によります。

連帯保証人・保証人の選任条件の例外

連帯保証人ならば（１）①、保証人ならば（２）②③の条件を満たさない場合に限り、借用予定総額（保証人は借用予定総額の２分の１）の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる次の条件を満たす者を選任することができます。

以下の（ア）（イ）いずれかの条件を満たし、返還予定期間を通じて生活を維持し、借用予定総額（保証人は借用予定総額の２分の１）の返還を確実に保証することを示す、「返還保証書」（32ページ参照。コピーして使用可。）及び資産等に関する証明書類の提出があること。

- （ア）源泉徴収票：（給与所得者）年間収入 $\geq$ 320 万円
確定申告書（控）：（給与所得者以外）年間所得 $\geq$ 220 万円
※年金収入は給与として取り扱います。
※給与所得者のうち給与収入以外の所得もある者については、年間所得金額（年間所得 $\geq$ 220 万円）により判断してください。
※直近の源泉徴収票、確定申告書（控）は直近の所得証明書に代えることができます。
- （イ）預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等（評価額の分かるもの）
：預貯金残高＋評価額 $\geq$ 借用予定総額（保証人は借用予定総額の２分の１）
※（ア）（イ）複合の場合は、「返還保証書」（32 ページ参照）の 4. のⅢにより判断してください。
※預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等（評価額の分かるもの）は、返還誓約書に印字された日付から 3 か月前以降に発行されたものを添付してください。

連帯保証人・保証人が死亡した場合や、債務整理等により選任条件を満たさなくなった場合は、新たな連帯保証人・保証人を選任するか、機関保証への変更が必要となります。

2-3. 親権者・後見人

（１）親権者

民法で定められた親権者のことです。奨学生本人が未成年の場合、通常は父母が親権者となります。父母のいずれかがいない場合は 1 人となります。

（２）後見人

民法で定められた未成年後見人のことです。親権者がいない場合に法定代理人となる人を指します。

2-4. 返還誓約書記入上の注意（記入例は 34 ～ 43 ページ参照）

- （１）黒又は青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。
- （２）署名について
- ①あなた（奨学生本人）、連帯保証人・保証人（人的保証制度選択者のみ）、本人以外の連絡先（機関保証制度選択者のみ）、親権者・未成年後見人（あなた（奨学生本人）が未成年者の場合）の欄は、各自が署名してください。同一の筆跡は認められません。

- ②奨学生本人欄の署名は、返還誓約書の印字に間違いがないか確認して、あなた（奨学生本人）が署名してください。



ポイント

- 返還誓約書に印字された日付時点で未成年者の場合は、親権者欄は父母ともに署名が必要です。
- 親権者欄の印字が一方のみの場合は、学校に申し出てください（父母のいずれかがいない、もしくは未成年後見人が選任されている場合はこの限りではありません）。

- ③連帯保証人・保証人の署名は印鑑登録証明書のとおり署名してください。

返還誓約書はスカラネット（予約採用の人は進学届）で入力した情報が印字されています。返還誓約書に通用字体が印字されている場合でも、印鑑登録証明書に記載されている氏名が旧字体の場合は、旧字体で署名してください。

なお、返還誓約書に印字されている通用字体を訂正する必要はありません。



ポイント

印鑑登録証明書の氏名がアルファベットで記載されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はそのどちらかで署名してください。

(3) 押印について

- ①あなた（奨学生本人）、本人以外の連絡先（機関保証選択者のみ）、親権者・未成年後見人（あなた（奨学生本人）が未成年の場合）の押印は不要です。
- ②連帯保証人・保証人の印（実印）は朱肉で鮮明に押してください。

(4) 続柄について

- ①続柄が「その他（ ）」と印字されている場合は、（ ）内に具体的な続柄を必ず記入してください（例：その他（はとこ））。

(5) 訂正方法について（42～43ページ参照）

【記入上の注意】

- 消せるボールペンは使わない。
- 連帯保証人・保証人（人的保証選択者）の実印は朱肉で押す（鮮明に）
- 続柄 その他（ ） ←（ ）内を記入してください。
（例：大おじ・大おば・知人等）

【書き間違ってしまったら？】

- ① 本人欄の訂正はあなた（奨学生本人）が、親権者欄の訂正は親権者が、連帯保証人欄の訂正は連帯保証人が、保証人欄の訂正は保証人がします。 ※代筆は不可です。
- ② 誤った項目（署名、住所等）を全て二重線で消してください。
- ③ 連帯保証人・保証人欄の訂正は、二重線の上に実印を訂正印として押印してください。
- ④ その欄の中に、改めて正しく記入してください。

※欄の中に正しく記入できるだけのスペースがない場合は、学校に申し出てください。

※各欄内での訂正が難しい場合は、学校に申し出てください。



ポイント

認められない例：



- なぞり書き
(一度書いた文字の上から書いたり、他の人が書いた文字をなぞったりする)
- 一部分だけの修正 • 修正液・修正テープの使用
- 紙を削る • 上から紙を貼る

返還誓約書等の押印(訂正印)の要否について

区分	様式	対象者	押印(訂正印)要否
機関保証	返還誓約書	本人・本人以外の連絡先(親権者)	不要
	保証依頼書・保証料支払依頼書	本人・(親権者)	不要
人的保証	返還誓約書	本人・(親権者)	不要
		連帯保証人・保証人	必要(実印)

2-5. 返還誓約書に添付する書類

返還誓約書に添付しなければならない書類は次表の通りです。保証制度により異なります。申込時にマイナンバーを提出した奨学生本人は、「住民票」を添付する必要がありません。ただしマイナンバーを提出していない奨学生本人は「住民票」を添付する必要があります。また、併用貸与の場合は、それぞれの返還誓約書に書類を添付する必要があります。なお、書類はマイナンバーの記載がないものを添付してください。

○返還誓約書に添付しなければならない書類

保証の種類	添 付 書 類
機関保証	1. 「保証依頼書(兼保証委託契約書)・保証料支払依頼書(機構・協会用)」(コピー不可) ※添付が必要な者のみ市区町村で発行された奨学生本人の「住民票」(コピー不可、マイナンバーの記載のないもの)
人的保証	1. 市区町村で発行された連帯保証人の「印鑑登録証明書」(コピー不可) 2. 連帯保証人の「収入に関する証明書類」(コピー可、マイナンバーの記載のないもの、1年間の収入が分かるもの) 3. 市区町村で発行された保証人の「印鑑登録証明書」(コピー不可) ※添付が必要な者のみ市区町村で発行された奨学生本人の「住民票」(コピー不可、マイナンバーの記載のないもの)



ポイント

- ①印鑑登録証明書（連帯保証人及び保証人）、住民票（マイナンバーを提出していない奨学生本人のみ必要）は、返還誓約書に印字された誓約日（スカラネット入力日）から3か月前以降に発行されたものを添付してください。
- ②連帯保証人の「収入に関する証明書類（1年間の収入が分かるもの）」は、次のいずれかを添付してください（コピー可）。

○収入に関する証明書類（※提出時において最新の証明書類）

収入の状態・状況	証明書類	発行所
給与所得又は給与所得以外	所得証明書	市区町村の役場
給与所得（給料・賃金・役員報酬等）	源泉徴収票	勤務先
給与所得以外（自営業等）	確定申告書（控）[税務署の受付印があるもの] ※電子申告を行った場合は、「確定申告書B」に「受付結果（受信通知：「メール詳細」画面）」または「即時通知」を添付	税務署
確定申告書（控）の提出が出来ない場合	納税証明書（その2）	税務署
年金（恩給・老齢年金・遺族年金等）	年金振込通知書 又は 年金額改定通知書	日本年金機構等
前年途中・当年に就職した場合	年収見込証明書	勤務先
生活保護受給者	保護決定（変更）通知	福祉事務所
上記の書類が提出できない場合	課税証明書 非課税証明書	市区町村の役場

- ③連帯保証人や保証人が海外赴任などで、一時的に国外居住となり、「印鑑登録証明書」を取得できない場合は、在外公館（日本大使館・領事館）にて取得した「署名証明書」を印鑑登録証明書の代替書類として、返還誓約書の添付書類として提出することが可能です。また、「収入に関する証明書類」を取得できない場合は、学校へ問い合わせてください。
- ④連帯保証人・保証人の住所は、国内住所のみの登録となっていますので、海外在留中は、国内の連絡がつく住所を登録していただく必要があります。詳しくは学校へ問い合わせてください。
- ⑤連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合や保証人に65歳以上の人を選んだ場合は、上記書類の他に「返還保証書」（様式は32ページ参照。コピーして使用可。）と資産等に関する証明書類（24ページ囲み記事参照）を提出してください。なお、あなた（奨学生本人）が未成年の場合の連帯保証人は、親権者または未成年後見人である必要があります。

(機構・協会用)

① 保証依頼書(兼保証委託契約書)

公益財団法人
日本国際教育支援協会理事長 殿

① 申込日 令和 4 年 4 月 1 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)

私は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の奨学金の貸与を申し込むにあたり、機構に対するインターネットによる奨学金申込の入力内容又は奨学金申込書の記載内容並びに確認書の記載内容により申込みをする奨学金の貸与(返還)について保証することを裏面記載の保証委託約款に同意したうえで、公益財団法人日本国際教育支援協会に委託します。

②

学 校 名	学 部・課程・分野	学 科・専攻・研究科	奨 学 生 番 号
日本学生支援大学	経済	経済	822040000000
学 校 の 種 別	学 籍 番 号		
大学(学部)・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)			
フリガナ	氏 名		生 年 月 日
ショウガク タロウ	奨 学 太 郎		15年11月11日
現 住 所	〒 135-8630 東京都江東区青海2-2-1		
電 話 番 号	03-1111-1111		
携 帯 電 話	090-0000-0000		

② 保証料支払依頼書

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿
公益財団法人 日本国際教育支援協会理事長 殿

① 依頼日 令和 4 年 4 月 1 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)

上記保証依頼書による保証委託契約に基づいて、私が公益財団法人日本国際教育支援協会に支払うべき保証料については、奨学金の交付の際に貸与金額から差し引くことにより、独立行政法人日本学生支援機構が下記の通り支払うこととさせていただきます。

②

本人(必ず記入) (同上記入は不可)	氏 名
	奨 学 太 郎
本人(必ず記入) (同上記入は不可)	現 住 所
	〒 135-8630 東京都江東区青海2-2-1

(注) 1. マス目の欄はすべて左詰めとしてください。

③ [未成年者用] 未成年者はこの部分が以下の欄のものになります

③ 親権者(後見人)同意書

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿
公益財団法人 日本国際教育支援協会理事長 殿

③ 同意日 令和 4 年 4 月 1 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)

私は、上記①・②について、上記未成年者の法定代理人として同意します。

氏 名	奨 学 一 郎	続 柄	父・母 後見人	生 年 月 日	51年 2月 2日
現 住 所	〒 162-8431 東京都新宿区市谷本村町10-7				
電 話 番 号	03 (0000) 0000	携 帯 電 話	090 (0000) 9999		
氏 名	奨 学 春 子	続 柄	父・母 後見人	生 年 月 日	52年 3月 3日
現 住 所	〒 162-8431 東京都新宿区市谷本村町10-7				
電 話 番 号	03 (0000) 0000	携 帯 電 話	090 (9999) 0000		

(機構・協会用) (2204)

※見本は奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

●保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書記入上の注意



ポイント

保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書（1枚目）には、あなたと親権者（未成年後見人）の署名・記入が必要です。

※あなた（奨学生本人）が誓約日（返還誓約書に印字されている日付）時点で成年者の場合は、親権者（未成年後見人）欄に署名・記入は不要です。

- (1) 黒又は青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。
- (2) あなた（奨学生本人）及び親権者・後見人欄は、必ず各自が必要事項を記入・署名してください。スタンプ印・ゴム印等の使用は認められません。
- (3) 記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消し、各欄内に正しい事項を記入してください。
訂正後に必要事項を記入・署名する余白がない場合は、新たな保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書に書き直してください。
- (4) 修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
- (5) 奨学生番号は必ず記入してください。
- (6) 住所欄は現在住んでいる住所（現住所）を記入してください。住所欄に「同上」と記入することは認められません。正しく記入してください。
- (7) その他、記入例及び欄外（注）を参照のうえ、正しく記入してください。
- (8) 記入・署名後、「機構・協会用」を提出してください。

●（左ページ解説）

①返還誓約書の借用金額欄右上に印字されている日付（誓約日）をあなた（奨学生本人）が記入してください。

②あなた（奨学生本人）の記入・署名欄は2箇所あります。また、住所欄は現在住んでいる住所（現住所）を記入してください（上記（6）参照）

③同意日は、返還誓約書の借用金額欄右上に印字されている日付（誓約日）を、親権者のどちらかが記入してください。日付の記入を誤った場合は、二重線で削除し、正しい日付をその直近に記入してください。

④誓約日の時点で、あなた（奨学生本人）が未成年者（18歳未満）の場合は、親権者（後見人）の記入・署名が必要です。親権者は、返還誓約書に記載されている人（親権者（1）、（2））と一致させ、記入・署名してください。後見人とは、民法に定められている未成年後見人のことです。親権者（後見人）が海外居住の場合は、国内にて連絡がつく住所を記入してください。

こちらのページをコピーして使用することも可能です。

【様式 13】

連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合や保証人に65歳以上の人を選んだ場合に提出する必要があります。
(当該人物が①～⑧の注を確認のうえ、すべての項目を記入)

610～・810～

返 還 保 証 書

年 月 日

(① 返還誓約書に印字された日付。返還誓約書提出後に提出する場合は記入日。)

私は、1. の「奨学生本人」が借用する、2. の「奨学生番号」の独立行政法人日本学生支援機構学資金について、借用(返還)金額・返還回数・割賦金等(貸与中はすべて予定)を確認のうえ、4. の「現在の資産等の状況」に記載する資力をもって、返還予定の期間を通じて生活を維持し、「奨学生本人」が行う学資金の返還(保証人は奨学生本人が返還すべき返還未済額の2分の1)を確実に保証します。

実印

氏 名

(② 当該人物の署名押印、印は実印)

生年月日

年

月

日生

奨学生本人との関係

(③ 当該人物の生年月日を記入)

(④ 続柄を記入)

1. 奨学生氏名	2. 奨学生番号	3. 奨学生生年月日
	— —	年 月 日生

(⑤ 奨学生本人の氏名を記入)

(⑥ 奨学生番号を記入)

(⑦ 奨学生本人の生年月日を記入)

4. 現在の資産等の状況 (⑧ 直近の資産等の状況が以下のⅠ～Ⅲのいずれかの基準を満たすことを示す証明書類を添付のうえ「金額」欄に記入)		
区 分	金 額	認定基準額 及び 証明書類 (すべてコピー可)
Ⅰ	万円 ※1万円未満は切り捨て	給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定 年間収入金額が320万円以上 ・源泉徴収票(直近のもの) ・所得証明書(直近のもの) ・年金振込通知書、年金額改定通知書(支払金額のわかるもの、直近のもの) 等
		給与所得者以外の場合 (給与所得以外+給与所得の方も含む) ※年間所得金額で判定 年間所得金額が220万円以上 ・確定申告書の控(税務署の受付印のあるもの、直近のもの) ・所得証明書(直近のもの) 等
Ⅱ	万円 ※1万円未満は切り捨て	預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定 預貯金・不動産(評価額)等の合計額が貸与予定総額(返還残額)(保証人は貸与予定総額(返還残額)の2分の1)以上 ・預貯金残高証明書 ・固定資産評価証明書(評価額のわかるもの) ・取引残高報告書(評価額のわかるもの) 等 ※返還誓約書に印字された日付の3か月前以降に発行されたもの。返還誓約書以外に添付する場合は、記入日の3か月前以降に発行されたもの ※資産が共有名義の場合は、持分割合等により該当者名義の資産額が確認できるもの(登記事項証明書<法務局で取得>など)
Ⅲ	万円 ※1万円未満は切り捨て	ⅠとⅡを組み合わせる場合 Ⅰの金額+(Ⅱの金額÷16) ≥ (給与所得者の場合)320万円以上 (給与所得者以外の場合)220万円以上 ・金額を積算するすべての証明書類

※年金は給与として扱います。

※いずれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません(例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません)。

ご記入いただいた情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内において情報が提供されます。

(22.4)

●返還保証書の記入例

当該人物(保証人もしくは連帯保証人)がすべての項目を記入してください。

返還誓約書に印字された日付を記入してください。返還誓約書提出後に提出する場合は記入日を記入してください。

610～・810～

〔様式 13〕

連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合や保証人に65歳以上の人を選んだ場合に提出する必要があります。

(当該人物が①～⑧の注を確認のうえ、すべての項目を記入)

返 還 保 証 書

当該人物(保証人もしくは連帯保証人)が自署、実印を押印し、「生年月日」と「奨学生本人との関係」が返還誓約書と一致するように記入してください。

令和4年4月1日

(① 返還誓約書に印字された日付。返還誓約書提出後に提出する場合は記入日。)

私は、1. の「奨学生本人」が借用する、2. の「奨学生番号」の独立行政法人日本学生支援機構学資金について、借用(返還)金額・返還回数・割賦金等(貸与中はすべて予定)を確認のうえ、4. の「現在の資産等の状況」に記載する資力をもって、返還予定の期間を通じて生活を維持し、「奨学生本人」が行う学資金の返還(保証人は奨学生本人が返還すべき返還未済額の2分の1)を確実に保証します。

氏 名	奨 学 五 郎	実 印 五奨郎学
(② 当該人物の署名押印、印は実印)		
生年月日	昭和30年4月25日生	奨学生本人との関係
(③ 当該人物の生年月日を記入)		(④ 続柄を記入)
		祖父

1. 奨学生氏名	2. 奨学生番号	3. 奨学生生年月日
奨 学 太 郎	622 - 04 - XXXXXX	平成15年11月11日生
(⑤ 奨学生本人の氏名を記入)	(⑥ 奨学生番号を記入)	(⑦ 奨学生本人の生年月日を記入)

4. 現在の資産等の状況 (⑧ 直近の資産等の状況が以下のI)		金 額
区 分		
I	給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	320万円 ※1万円未満は切り捨て
	給与所得者以外の場合 (給与所得以外+給与所得の方も含む) ※年間所得金額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て
II	預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て
III	IとIIを組み合わせる場合	万円 ※1万円未満は切り捨て

提出可能・不可の証明書類例

(全てコピー可、マイナンバーの記載のないもの)

I

- 所得証明書
- 源泉徴収票
- 年金振込通知書、年金額改定通知書
- 年収見込証明書
- 確定申告書(控)(税務署の受付印があるもの)
※電子申告を行った場合は、申告内容確認票に受信通知又は即時通知の写しを併せて添付
- △特別徴収税額決定通知書(通知書全体を切断せずにA4サイズに縮小コピーし、内容を確認できる状態にしたものであれば可)
- ×給与明細

II

- 預貯金残高証明書(預貯金額)
- 固定資産評価証明書(土地・不動産評価額)
※(資産が共有名義の場合)持分割合の記載が無いものは不可
持分割合の記載が無い場合は、「登記事項証明書」(法務局にて取得)等、持分割合が明記されている書類の添付が必要
- 取引残高報告書(有価証券残高)

※年金は給与として扱います。

※いずれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません(例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません)。

ご記入いただいた情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内において情報が提供されます。

「奨学生本人」の氏名、「奨学生番号」、「生年月日」が返還誓約書と一致するように記入してください。

I～IIIのいずれかの基準を満たすことを証明書類で確認のうえ、金額を記入してください。基準を満たすことを示す証明書類を返還保証書に添付してください。

【記入例】 第一種機関保証

●各自が署名してください。

①奨学金の種類

あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。

●貸与種別

- 第一種：無利子
- 第二種：有利子

●保証区分

- 機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度
- 人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度

②誓約日

- ・スカラネットで入力した誓約日です。

③借用金額

- ・現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。
- ・第一種奨学金が供給調整されている場合の借用金額は、申込時の希望月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。ただし、奨学生証に印字されている給付併給による調整後の貸与月額が申込時の希望月額を上回る場合は併給調整後の月額により算出しています。

④奨学生本人

- ・印字内容が正しいことを確認してください。
- ・住所は現在住んでいる住所です。ただし、添付書類欄に「住民票」と印字されている場合は、住民票に記載された住所です。
- ・「採用種別」は、あなたの採用種別が印字されています。

⑤署名

- ・住民票の表記のとおり署名してください（住民票が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名）。

⑥返還の条件(目安)

- ・貸与の条件(予定)で貸与を受けた場合の返還の条件(目安)が印字されています。
- ・返還総額は、本欄の「総支払額」の金額となります。

返 還 誓 約 書

(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

①【第一種機関保証】

印字内容が正しいことを確認してください。

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構奨学金貸与金を下記の通り借用いたします。

つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学金規程その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにいたがい返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人信用情報同意事項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学資貸与金は、第一種奨学金（無利息）であり、機関保証を選択しました。

② 令和 4 年 4 月 1 日

③ 借用金額

¥ 2 4 4 8 0 0 0

奨学生番号	622-04-000000	③ 7 001	採用種別	予約
在学学校	日本学生支援大学			
住所	〒 135 - 8630 東京都江東区青海 2-2-1			
電話番号	03-1111-1111	携帯電話番号	090-0000-0000	
氏名	(奨学 太郎) フリガナ ショウガ タロウ			
署名	⑤ 奨学 太郎			
生年	平成 15 年 11 月 11 日生	性別	男	
貸与期間	2022 年 4 月 ~ 2026 年 3 月	貸与月数	48 月	貸与月額
返還期日	毎月 27 日	返還回数	180 回	初回割賦金
月賦返還	1 月賦返還選択時の総支払い額	2448000 円	割賦金	13600 円
併用返還	2 併用返還選択時の総支払い額	2448000 円	最終割賦金	13600 円

- 【重要】 1. 個人番号の提出がない場合、所得連動返還方式の適用を受けられません。
2. 所得連動返還方式は、所得に応じて割賦金が決定されるため、返還回数は変動します。

返還方式	返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦返還	毎月 27 日	180 回	13600 円	13600 円	13600 円
併用返還	月賦 1 月賦返還選択時の総支払い額	180 回	13600 円	13600 円	13600 円
	月賦 1 月賦返還選択時の総支払い額	180 回	13600 円	13600 円	13600 円
	併用 併用返還選択時の総支払い額	180 回	13600 円	13600 円	13600 円

※返還の方法は、申込書誓約書で選択された「月賦返還」又は「月賦・併用返還」です。但し、右に印字された返還方式が「所得連動返還方式」の場合は、「月賦・併用返還」は選択できません。割賦金額等は予定であり、確定した金額は、貸与終了後に通知するものとします。返還回数と割賦金額の計算方法は「奨学生のしおり」に記載してあります。
※所収貸与金の支払対象者が第一種奨学金の貸与を受ける場合の借用金額については、裏面「返還誓約書記載事項について」の3を参照してください。
※人的保証は連帯保証人及び保証人による保証を受ける制度。機関保証は保証機関による保証を受ける制度をいいます。
※本機構は、奨学金の貸与を受けている者が奨学生としての身分を失った際には、「借用金額」として貸与した奨学金の借入額を貸与する義務を負わないものとします。
※未記入の欄は、あなたが奨学金に関する情報（返還条件を含む）の提供に同意したことを示すため、学校、金融機関及び本機構に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人信用情報に必要と認められる情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の返還滞り防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

定額返還方式を選択した場合は、必ず月賦返還1又は併用返還2を選択し、チェックボックスに✓を記入してください。

選択した割賦方法は変更できませんので十分検討して✓を記入してください。
なお、所得連動返還方式を選択した場合は月賦返還となりますので、割賦方法選択の必要はありません。

(同一筆跡不可)

※第一種奨学金において、下には「定額返還方式（貸与額に相当した返還回数で算出された割賦金で返還する方式）」又は「所得連動返還方式（所得が所得に連動して算出した割賦金で返還する方式）」のうちから、あなたが選択した返還方式が印字されています。

※第二種奨学金においては、全て貸与額に相当した返還回数で算出された割賦金で返還する方式による返還となります。

⑦〔所得連動返還方式（猶予年限特例）〕※裏面（項番22）参照

※本人が未成年者（18歳未満）の場合は、親権者が返還誓約書の記載内容及び欄内の氏名を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名してください。親権者とは、氏名に記された親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年者本人が同様に署名してください。

本人以外の連絡先 ⑧	住所 〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4-5-29	電話番号 03-0000-1111 氏名 (機構 次郎) 署名 機構 次郎	携帯電話番号 090-9999-9999 フリガナ キョウ シロウ	印不要
	続柄 おじ	昭和 56 年 1 月 1 日生	勤務先	電話番号
	*****記入不要*****			
⑩【誓約日において本人が未成年の場合】	住所 〒 -	*****		
	親権者 (1) 東京都新宿区市谷本村町 10-7	電話番号 03-0000-0000 氏名 (奨学 一郎) 署名 奨学 一郎	携帯電話番号 090-0000-9999 フリガナ ショウガク イチロウ	印不要
	続柄 父	** 年 ** 月 ** 日生	勤務先	電話番号
親権者 (2)	住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7	電話番号 03-0000-0000 氏名 (奨学 春子) 署名 奨学 春子	携帯電話番号 090-9999-0000 フリガナ ショウガク ハルコ	印不要
	続柄 母	** 年 ** 月 ** 日生	勤務先	電話番号
	*****記入不要*****			
続柄	** 年 ** 月 ** 日生			

添付書類

⑪ ・「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」（コピー不可）

⑦返還方式

・奨学金申込み時に選択した返還方式（定額返還方式又は所得連動返還方式）が印字されています。

※（猶予年限特例）の印字がある人は、一定の収入・所得を得るまでの間、10年間の制限なく返還期限の猶予を願い出ることができます。

⑧本人以外の連絡先

・スカラネットで入力した本人以外の連絡先の人物の情報が印字されています。

・卒業後にあなたへ送付する重要な書類が届かないなど連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号を照会することがあります。

・あらかじめ連絡先となる人に役割をよく説明し、承諾を得てください。

⑨続柄

・「その他（）」と印字されている場合は（ ）の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。

⑩親権者(1)(2)

・あなたが未成年の場合は、スカラネットで入力した親権者(1)(2)の情報が印字されています。確認のうえ、親権者が署名してください。

⑪添付書類

・必要な添付書類が印字されています。添付もれがないようによく確認してください。

申込時にマイナンバー未提出の奨学生本人は、「住民票」と印字されており添付が必要です。

学校番号	104900
区分	00
学部学科	2006
学籍No	123456

(記入上の注意)

- ・黒又は青のボールペンを使って各自が署名・記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。
 - ・記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名を誤った場合は、フルネームを二重線で消し、再度正しい署名を行ってください。修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
 - ・印字事項を訂正する場合は、学校へ申し出てください。
- ※訂正方法の詳細は【訂正例】42～43ページを参照してください。

※本ページの返還誓約書（見本）は、奨学生のしおり作成時点のものであります。ご了承ください。

【記入例】第二種機関保証

●各自が署名してください。

①奨学金の種類

あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。

●貸与種別

- 第一種：無利子
- 第二種：有利子

●保証区分

- 機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度
- 人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度

②誓約日

- スカラネットで入力した誓約日です。

③借入金額

- 現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借入総額です。

④奨学生本人

- 印字内容が正しいことを確認してください。
- 住所は現在住んでいる住所です。ただし、添付書類欄に「住民票」と印字されている場合は、住民票に記載された住所です。
- 「採用種別」は、あなたの採用種別が印字されています。

⑤署名

- 住民票の表記のとおり署名してください（住民票が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名）。

⑥貸与の条件(予定)

- 「貸与額計」の金額に「＊」がついているものは、第二種奨学金にあわせて貸与を受けた入学時特別増額貸与奨学金の金額です。

⑦返還の条件(目安)

- 貸与の条件(予定)で貸与を受けた場合の返還の条件(目安)が印字されています。
- 返還総額は、本欄の「総支払額」の金額となります。

①【第二種機関保証】



独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構奨学金を下記のとおり借用いたします。
つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人信用情報同意事項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学貸貸号金は、第二種奨学金（利息付）であり、機関保証を選択しました。

返 還 誓 約 書

（※個人信用情報の取扱いに関する同意書）

② 令和 4 年 4 月 1 日

③ 借入金額

¥ 2 4 0 0 0 0 0

奨学生番号 822-04-000000 CD 7 001 [採用種別] 予約

在学学校 日本学生支援大学

住所 〒 135 - 8630 東京都江東区青海 2-2-1

奨学生本人 電話番号 03-1111-1111 携帯電話番号 090-0000-0000

氏名 (奨学 太郎) フリガナ ショウタロウ

署名 奨学 太郎

平成 15 年 11 月 11 日生 性別 男

貸与期間	貸与月数	貸与月額	貸与額計
2022 年 4 月～ 2026 年 3 月	48 月	50000 円	2400000 円
返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金
毎月 27 日	180 回	16769 円	16769 円
月賦返還 1 月賦返還選択時の総支払額(利息込み)			3018568 円
併用返還 月賦分 毎月 27 日	180 回	8384 円	8384 円
併用返還 半年賦分 毎年 1・7 月の 27 日	30 回	50355 円	50355 円
併用返還選択時の総支払額(利息込み)			3019908 円

選択された利率の算定方法：利率固定方式
注：利率が未確定なため、返還の条件(目安)は、上限利率の年 3.0%（増額貸与部分は、年 3.2%）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

【参考】令和 4 年 3 月貸与終了者に実際に適用された利率（年 0.268%、増額貸与部分は年 0.468%）で計算した場合の返還額（※この利率があなたに適用されるわけではありません）

返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦 毎月 27 日	180 回	13621 円	13621 円	13743 円
月賦返還 月賦返還選択時の総支払額(利息込み)				2451902 円
併用返還 月賦分 毎月 27 日	180 回	6810 円	6810 円	6915 円
併用返還 半年賦分 毎年 1・7 月の 27 日	30 回	40870 円	40870 円	40883 円
併用返還選択時の総支払額(利息込み)				2452018 円

※返還の方法は、本返還誓約書で選択された「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」です。但し、右上の字の返還方式が「月賦返還方式」の場合は、「月賦・半年賦併用返還」は選択できません。割賦金額等は予定であり、確定した金額は、貸与終了後に送付するものとします。返還回数と割賦金額の計算方法は、「奨学生のしおり」に記載されています。

※給付奨学金の受給対象者が第一種奨学金の貸与を受ける際の借入金額については、裏面【返還誓約書記載事項について】の3を参照してください。

※人的保証とは連帯保証人及び保証人による保証を受ける制度。機関保証とは保証機関による保証を受ける制度をいいます。

※機構は、奨学金の貸与を受けていた者が奨学を止めた場合、その貸与を受けた期間に「借入金額」として貸与した奨学金の金額を貸与する義務を負うものとします。※記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。

この利用目的の達成を範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先が必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が貸与する個人信用情報に必要情報が必要情報に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の返還業務の貸与等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

必ず月賦返還1又は併用返還2を選択し、
チェックボックスに✓を記入してください。

選択した割賦方法は変更できませんので十分検討して✓を記入してください。

(同一筆跡不可)

※第一種奨学金において、下には「定額返還方式（貸与額に応じた返還回数で算出された制約家で返還する方式）」又は「所得連動返還方式（所得が所得に応じて算出された制約家で返還する方式）」のうちから、あなたが選択した返還方式が印字されています。

※第二種奨学金においては、全て貸与額に応じた返還回数で算出された制約家で返還する方式による返還となります。

【提出用】

※本人が未成年者（22歳未満）の場合には、親権者が返還義務者の住所及び機関の所属を確定し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名してください。親権者は、氏名に記められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名してください。

本人以外の連絡先 ⑧	住所 〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4-5-29	電話番号 03-0000-1111 氏名 (機構 次郎) 署名 機構 次郎	携帯電話番号 090-9999-9999 フリガナ キョウ シロウ	印不要
	続柄 おじ	昭和 56 年 1 月 1 日生	電話番号 *****	***
	勤務先 *****	電話番号 *****	*****記入不要*****	***
	住所 〒 -	電話番号 *****	携帯電話番号 *****	氏名 ***** フリガナ *****
⑩【誓約日において本人が未成年の場合】				
親権者 (1)	住所 〒 100-7 東京都新宿区市谷本村町 10-7	電話番号 03-0000-0000 氏名 (奨学 一郎) 署名 奨学 一郎	携帯電話番号 090-0000-9999 フリガナ ショウガク イチロウ	印不要
	続柄 父	** 年 ** 月 ** 日生	電話番号 *****	***
	勤務先 *****	電話番号 *****	*****記入不要*****	***
	住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7	電話番号 03-0000-0000 氏名 (奨学 春子) 署名 奨学 春子	携帯電話番号 090-9999-0000 フリガナ ショウガク ハルコ	印不要
親権者 (2)	住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7	電話番号 03-0000-0000 氏名 (奨学 春子) 署名 奨学 春子	携帯電話番号 090-9999-0000 フリガナ ショウガク ハルコ	印不要
	続柄 母	** 年 ** 月 ** 日生	電話番号 *****	***
	勤務先 *****	電話番号 *****	*****記入不要*****	***
	住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7	電話番号 03-0000-0000 氏名 (奨学 春子) 署名 奨学 春子	携帯電話番号 090-9999-0000 フリガナ ショウガク ハルコ	印不要
⑪ 添付書類	・「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」（コピー不可）			
	学校番号 104900 区分 00 学部学科 2006 学籍 No 123456			

⑧本人以外の連絡先

- ・スカラネットで入力した本人以外の連絡先の人物の情報が印字されています。
- ・卒業後にあなたへ送付する重要な書類が届かないなど連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号を照会することがあります。
- ・あらかじめ連絡先となる人に役割をよく説明し、承諾を得てください。

⑨続柄

- ・「その他（）」と印字されている場合は（）の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。

⑩親権者(1)(2)

- ・あなたが未成年の場合は、スカラネットで入力した親権者(1)(2)の情報が印字されています。確認のうえ、親権者が署名してください。

⑪添付書類

- ・必要な添付書類が印字されています。添付もれがないようによく確認してください。申込時にマイナンバー未提出の奨学生本人は、「住民票」と印字されており添付が必要です。

⑪ 添付書類

- ・「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」（コピー不可）

(記入上の注意)

- ・黒又は青のボールペンを使って各自が署名・記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。
- ・記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名を誤った場合は、フルネームを二重線で消し、再度正しい署名を行ってください。修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
- ・印字事項を訂正する場合は、学校へ申し出てください。
- ※訂正方法の詳細は【訂正例】42～43ページを参照してください。

※本ページの返還誓約書（見本）は、奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

【記入例】第一種人的保証

●各自が署名・押印してください。

①奨学金の種類

あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。

●貸与種別

- 第一種：無利子
- 第二種：有利子

●保証区分

- 機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度
- 人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度

②誓約日

- ・スカラネットで入力した誓約日です。

③借入金額

- ・現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。
- ・第一種奨学金が併給調整されている場合の借用金額は、申込時の希望月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。ただし、奨学生証に印字されている給付併給による調整後の貸与月額が申込時の希望月額を上回る場合は併給調整後の月額により算出しています。

④奨学生本人

- ・印字内容が正しいことを確認してください。
- ・住所は現在住んでいる住所です。ただし、添付書類欄に「住民票」と印字されている場合は、住民票に記載された住所です。
- ・「採用種別」は、あなたの採用種別が印字されています。

⑤署名

- ・住民票の表記のとおり署名してください（住民票が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名）。

⑥返還の条件(目安)

- ・貸与の条件(予定)で貸与を受けた場合の返還の条件(目安)が印字されています。
- ・返還総額は、本欄の「総支払額」の金額となります。

返 還 誓 約 書

(※個人信用情報の取扱いに関する同意書)

①【第一種人的保証】

印 鑑 証 明 書
捺 印 必 要
な り ませ ん

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構奨学金を下記のとおり借用いたします。
つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしがたい返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人信用情報同意事項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学資貸与金は、第一種奨学金（無利子）であり、人的保証を選択しました。家計支持者として個人番号を提出している連帯保証人は、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。

② 令和 4 年 4 月 1 日

③ 借用金額

¥ 2 4 4 8 0 0 0

④ 奨学生本人

奨学生番号 622-04-000000 CD 7 001 採用種別 予約

在学学校 日本学生支援大学

住所 〒 135 - 8630 東京都江東区青海 2-2-1

電話番号 03-1111-1111 携帯電話番号 090-0000-0000

氏名 (奨学 太郎) フリガナ ショウガ タロウ

署名 奨学 太郎

平成 15 年 11 月 11 日生 性別 男

貸与期間	貸与月数	貸与月額	貸与総計
2022 年 4 月～ 2026 年 3 月	48 月	51000 円	2448000 円
年 月～ 年 月	月 月	円 円	円 円
年 月～ 年 月	月 月	円 円	円 円

返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦 毎月27日	180 回	13600 円	13600 円	13600 円
月賦返還1 月賦返還選択時の総支払い額				2448000 円
併用 月賦分 毎月27日	180 回	6800 円	6800 円	6800 円
併用返還2 半年賦分 毎年1・7月の27日	30 回	40800 円	40800 円	40800 円
併用返還選択時の総支払い額				2448000 円

返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦 毎月27日	*** 回	*** 円	*** 円	*** 円
月賦返還 月賦返還選択時の総支払い額				*** 円
併用 月賦分 毎月27日	*** 回	*** 円	*** 円	*** 円
併用返還 半年賦分 毎年1・7月の27日	*** 回	*** 円	*** 円	*** 円
併用返還選択時の総支払い額				*** 円

※返還の方法は、本返還誓約書で選択された「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」とします。但し、右上印字の返還方式が「所得連動返還方式」の場合は、「月賦・半年賦併用返還」は選択できません。割賦金額等は予定であり、確定した金額は、貸与終了後に通知するものとします。返還回数と割賦金額の計算方法は、「奨学生のしおり」に記載してあります。

※給付奨学金の支援対象者が第一種奨学金の貸与を受ける際の借用金額については、裏面【返還誓約書記載事項について】の3を参照してください。

※人的保証とは連帯保証人及び保証人による保証を受ける制度。機関保証とは保証機関による保証を受ける制度をいいます。

※機構は、奨学金の貸与を受けていた者が奨学生としての身分を失った際には、「借用金額」として貸与した奨学金の金額を貸与する義務を負わないものとします。

※記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。

この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び受給委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の受給受給の助成等のために現金があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

必ず月賦返還1又は併用返還2を選択し、
チェックボックスに✓を記入してください。

選択した割賦方法は変更できませんので十分検討して✓を記入してください。

(同一筆跡・同一印は不可)「奨学生本人」、「親権者(2)」は押印不要。

※第一奨学金において、下には「定額返還方式(貸与額に応じた返還回数で算出された制奨金で返還する方式)」又は「所得連動返還方式(所得が所得に連動して算出した制奨金で返還する方式)」のうちから、あなたが選択した返還方式が印字されています。

※第二奨学金においては、全て貸与額に応じた返還回数で算出された制奨金で返還する方式による返還となります。

⑦【定額返還方式(猶予年限特例)】※裏面(項番22)参照

※本人が未成年者(以下「未成年」)の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び提携の諸条件を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年保見人が同様に署名してください。

連帯保証人 ⑧	住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7	電話番号 03-0000-0000 氏名 (奨学 一郎)	携帯電話番号 090-0000-9999 フリガナ ショウガク イチロウ	実印 (奨学 一郎)
⑩ 続柄 父	昭和 56 年 1 月 1 日生	勤務先	電話番号 03-0000-1111	
⑬(株) 奨学機構				
保証人 ⑨	住所 〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4-5-29	電話番号 03-0000-9999 氏名 (機構 明子)	携帯電話番号 090-9999-9999 フリガナ キョウ アキコ	実印 (機構 明子)
⑩ 続柄 おば	昭和 58 年 4 月 4 日生	勤務先	電話番号 03-0000-1234	
⑬(有) 機構商店				

⑪【誓約日において本人が未成年の場合】

親権者 (2)	住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7	電話番号 03-0000-0000 氏名 (奨学 春子)	携帯電話番号 090-9999-0000 フリガナ ショウガク ハルコ	印不要 ***
⑩ 続柄 母	** 年 ** 月 ** 日生			
電話番号 *****	携帯電話番号 *****			***
氏名 *****	フリガナ			***
続柄	** 年 ** 月 ** 日生			

添付書類

- ⑫
- ・連帯保証人の「印鑑登録証明書」(市区町村発行、コピー不可)
 - ・連帯保証人の「収入に関する証明書類」(コピー可)(例:源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書等)
 - ・保証人の「印鑑登録証明書」(市区町村発行、コピー不可)

学校番号	104900
区分	00
学部学科	2006
学籍 No	123456

●署名

- ・印鑑登録証明書の表記のとおり署名してください(印鑑登録証明書が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名)。

⑬勤務先

- ・無職の場合は、印字されていません。無職のために空欄となっている場合は、訂正不要です。

(記入上の注意)

- ・黒又は青のボールペンを使って各自が署名・記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。
- ・連帯保証人及び保証人の印は実印(添付する印鑑登録証明書と同一印)を使用し、朱肉で鮮明に押してください。不鮮明の場合は、再提出となります。
- ・記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名を誤った場合は、フルネームを二重線で消し、再度正しい署名を行ってください。ただし、連帯保証人・保証人の欄を訂正する場合は、二重線上に実印を訂正印として押印してください。修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
- ・印字事項を訂正する場合は、学校へ申し出てください。
- ※訂正方法の詳細は【訂正例】42～43ページを参照してください。

※本ページの返還誓約書(見本)は、奨学生のしおり作成時点のもので、ご了承ください。

⑦返還方式

- ・奨学金申込み時に選択した返還方式(定額返還方式)が印字されています。
- ※(猶予年限特例)の印字がある人は、一定の収入・所得を得るまでの間、10年間の制限なく返還期限の猶予を願い出ることが出来ます。

⑧連帯保証人

- ・スカラネットで入力した連帯保証人(あなたが未成年の場合は、連帯保証人兼親権者(1))の情報が印字されています。
- ・氏名・住所・生年月日・実印の印影が印鑑登録証明書と同じことを確認してください。異なる場合は、当該者による訂正が必要です。

⑨保証人

- ・スカラネットで入力した保証人の情報が印字されています。
- ・氏名・住所・生年月日・実印の印影が印鑑登録証明書と同じことを確認してください。異なる場合は、当該者による訂正が必要です。

⑩続柄

- ・「その他()」と印字されている場合は()の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。また、4親等以内の親族でない成人を連帯保証人・保証人に選任する場合は、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類が必要です。

⑪親権者(2)

- ・あなたが未成年の場合は、スカラネットで入力した親権者(2)(親権者(1)以外の親権者)の情報が印字されています。

⑫添付書類

- ・必要な添付書類が印字されています。添付もれがないようによく確認してください。申込時にマイナンバー未提出の奨学生本人は、「住民票」と印字されており添付が必要です。

【記入例】第二種人的保証

●各自が署名・押印してください。

①奨学金の種類

あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。

●貸与種別

- 第一種：無利子
- 第二種：有利子

●保証区分

- 機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度
- 人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度

②誓約日

- ・スカラネットで入力した誓約日です。

③借用金額

- ・現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。

④奨学生本人

- ・印字内容が正しいことを確認してください。
- ・住所は現在住んでいる住所です。ただし、添付書類欄に「住民票」と印字されている場合は、住民票に記載された住所です。
- ・「採用種別」は、あなたの採用種別が印字されています。

⑤署名

- ・住民票の表記のとおり署名してください（住民票が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名）。

⑥貸与の条件(予定)

- ・「貸与額計」の金額に「※」がついているものは、第二種奨学金にあわせて貸与を受けた入学時特別増額貸与奨学金の金額です。

⑦返還の条件(目安)

- ・貸与の条件(予定)で貸与を受けた場合の返還の条件(目安)が印字されています。
- ・返還総額は、本欄の「総支払額」の金額となります。

①【第二種人的保証】

印風類紙
無利子
より印風
は必要あ
りません

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構奨学貸与金を下記のとおり借用いたします。
つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程その他の諸規程によって
確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたい旨返還することを誓約し
ます。独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に提出した個人番号につい
ては、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人信用
情報同意事項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学資貸与金は、
第二種奨学金（利息付）であり、人的保証を選択しました。家計支持者として個人番号を提
出している連帯保証人は、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。

返 還 誓 約 書

（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）

② 令和 4年 4月 1日

③借用金額

¥ 2 4 0 0 0 0 0

奨学生番号	822-04-000000	CD	7	001	採用種別	予約
在学学校	日本学生支援大学					
住所	〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1					
電話番号	03-1111-1111	携帯電話番号	090-0000-0000			
氏名	(奨学 太郎)					
署名	奨学 太郎					
生年月日	平成 15年 11月 11日生 性別 男					
貸与期間	2022年 4月～2026年 3月	貸与月数	48 月	貸与月額	50000 円	貸与額計
返還期日	毎月27日	返還回数	180 回	初回割賦金	16769 円	最終割賦金
月賦返還1	月賦返還選択時の総支払い額(利子込み)	180 回	8384 円	8384 円	8516 円	3018568 円
併用返還2	併用返還選択時の総支払い額(利子込み)	30 回	50355 円	50355 円	50361 円	3019908 円

選択された利率の算定方法：利率見直し方式（おおむね5年ごとに見直されます。）
注：利率が未確定なため、返還の条件（目安）は、上限利率の年3.0%（増額貸与部分は、年3.2%）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

【参考】令和 4年 3月貸与終了者に実際に適用された利率（年0.004%、増額貸与部分は年0.204%）で計算した場合の返還例（※この利率があなたに適用されるわけではありません）

返還方法	返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦返還	毎月27日	180 回	13337 円	13337 円	13360 円
併用返還	月賦返還選択時の総支払い額(利子込み)				2400683 円
併用返還	月賦分 毎月27日	180 回	6668 円	6668 円	6725 円
併用返還	半年賦分 毎年1・7月の27日	30 回	40012 円	40012 円	40027 円
併用返還	併用返還選択時の総支払い額(利子込み)				2400672 円

※返還の方法は、本返還誓約書で選択された「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」とします。但し、右に印字の返還方式が「所得連動返還方式」の場合は、「月賦・半年賦併用返還」は選択できません。割賦金額等は予定であり、確定した金額は、貸与終了後に通知するものとします。返還回数と割賦金額の計算方法は、「奨学生のしおり」に記載してあります。

※給付奨学金の支援対象者が第一種奨学金の貸与を受ける場合の借用金額については、裏面【返還誓約書記載事項について】の3を参照してください。

※人的保証とは連帯保証人及び保証人による保証を受ける制度。機関保証とは保証機関による保証を受ける制度をいいます。

※機構は、奨学金の貸与を受けている者が奨学生としての身分を失った際には「借用金額」として貸与した奨学金の金額を貸与する義務を負わないものとします。※ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。

この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報等のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の受取拒絶の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

必ず月賦返還1又は併用返還2を選択し、
チェックボックスに✓を記入してください。

選択した割賦方法は変更できませんので十分検討して✓を記入してください。

(同一筆跡・同一印は不可)「奨学生本人」、「親権者(2)」は押印不要。

※無二重奨学金において、下には「定期返還方式（貸与額に応じた返還回数で算出された制賦金で返還する方式）」又は「所得連動返還方式（所得に連動して算出した制賦金で返還する方式）」のうちから、あなたが選択した返還方式が印字されています。

※無二重奨学金においては、全て貸与額に応じた返還回数で算出された制賦金で返還する方式による返還となります。

【提出用】

※本人が未成年者（以下未成年）の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機関の推薦書を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名してください。

連帯保証人 ⑧	住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7	電話番号 03-0000-0000 氏名 (奨学 一郎)	携帯電話番号 090-0000-9999 フリガナ ショウガク イチロウ	実印 (奨学一郎)
続柄 父	昭和 51 年 2 月 2 日生	勤務先 (株) 奨学機構	電話番号 03-0000-1111	
保証人 ⑨	住所 〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4-5-29	電話番号 03-0000-9999 氏名 (奨学 五郎)	携帯電話番号 090-9999-1234 フリガナ ショウガク ゴロウ	実印 (五郎 奨学)
続柄 祖父	昭和 30 年 4 月 25 日生	勤務先 (有) 奨学商店	電話番号 03-1234-0000	
⑩【誓約日において本人が未成年の場合】				
親権者 (2)	住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7	電話番号 03-0000-0000 氏名 (奨学 春子)	携帯電話番号 090-9999-0000 フリガナ ショウガク ハルコ	印不要 ***
続柄 母	** 年 ** 月 ** 日生	氏名 *** フリガナ		***
続柄	** 年 ** 月 ** 日生			***

添付書類

- ⑫
- ・連帯保証人の「印鑑登録証明書」（市区町村発行、コピー不可）
 - ・連帯保証人の「収入に関する証明書類」（コピー可）（例：源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書等）
 - ・保証人の「印鑑登録証明書」（市区町村発行、コピー不可）
 - ・保証人の「返還保証書」（コピー不可）及び「資産等に関する証明書類」（コピー可）

署名

- ・印鑑登録証明書の表記のとおり署名してください（印鑑登録証明書が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名）。

⑬勤務先

- ・無職の場合は、印字されていません。無職のために空欄となっている場合は、訂正不要です。

(記入上の注意)

- ・黒又は青のボールペンを使って各自が署名・記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。
- ・連帯保証人及び保証人の印は実印(添付する印鑑登録証明書と同一印)を使用し、朱肉で鮮明に押してください。不鮮明の場合は、再提出となります。
- ・記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名を誤った場合は、フルネームを二重線で消し、再度正しい署名を行ってください。ただし、連帯保証人・保証人の欄を訂正する場合は、二重線上に実印を訂正印として押印してください。修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
- ・印字事項を訂正する場合は、学校へ申し出てください。
※訂正方法の詳細は【訂正例】42～43ページを参照してください。

※本ページの返還誓約書（見本）は、奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

⑧連帯保証人

- ・スカラネットで入力した連帯保証人（あなたが未成年の場合は、連帯保証人兼親権者（1））の情報が印字されています。
- ・氏名・住所・生年月日・実印の印影が印鑑登録証明書と同じことを確認してください。異なる場合は、当該者による訂正が必要です。

⑨保証人

- ・スカラネットで入力した保証人の情報が印字されています。
- ・氏名・住所・生年月日・実印の印影が印鑑登録証明書と同じことを確認してください。異なる場合は、当該者による訂正が必要です。

⑩続柄

- ・「その他（）」と印字されている場合は（ ）の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。また、4親等以内の親族でない成人を連帯保証人・保証人に選任する場合は、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類が必要です。

⑪親権者(2)

- ・あなたが未成年の場合は、スカラネットで入力した親権者(2)（親権者(1)以外の親権者）の情報が印字されています。

⑫添付書類

- ・必要な添付書類が印字されています。添付もれがないようによく確認してください。申込時にマイナンバー未提出の奨学生本人は、「住民票」と印字されており添付が必要です。

学校番号 104900
区分 00
学部学科 2006



【訂正例】

●署名・押印・印字の訂正方法について

【奨学生情報】

保証区分：人的保証

印字氏名

奨学生：奨学 太郎

連帯保証人：奨学 一郎

保証人：奨学 五郎

【訂正内容】

- (Q1) 奨学生本人に改氏名があった場合どのように訂正すれば良いのでしょうか。
- (Q2) 連帯保証人欄に誤って「奨学春子」が署名・押印してしまいました。どのように訂正すれば良いのでしょうか。
- (Q3) 連帯保証人・保証人の押印が不鮮明になったり、朱肉がにじんで文字がつぶれてしまいました。またその印と押印直した印が重なってしまいました。どのように訂正すれば良いのでしょうか。
- (Q4) 保証人の印字住所と印鑑登録証明書の住所が異なっていました。どのように訂正すれば良いのでしょうか。
- (Q5) 保証人欄に誤って別人(機構一男)が署名してしまいました。印字されている本来の保証人とは姓が同じです。どのように訂正すれば良いのでしょうか。

Q1の訂正方法

- ・返還誓約書に印字されている訂正する部分を二重線で削除し、正しい氏名を記入してください。
 - ・改氏名後(訂正後)の氏名で署名してください。
 - ・「改氏名届(所定の用紙)」を学校から受け取り、記入後に学校に提出してください。
- ※改氏名・フリガナ訂正は、届出金融機関で振込口座の改氏名・訂正の手続きも必要になり、同時に行わない場合は氏名不一致で振込ができない場合がありますので注意が必要です。

返 還 誓 約 書

(兼個人情報情報の取扱いに関する同意書)

【第一種人的保証】

印 鑑 役 務
機 関 印
は 必 要 あり
ませ ん

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学貸与金を下記のとおり借用いたします。

つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という)に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人情報同意条項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学貸与金は、第一種奨学金(無利息)であり、人的保証を選択しました。家計支持者として個人番号を提出している連帯保証人は、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。

令和 4 年 4 月 1 日

借用金額

¥	2	4	4	8	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

奨学生番号 622-04-000000 CD 7 001

在学 日本学生支援大学

住所 〒 135 - 8630

東京都江東区青海 2-2-1

電話番号 03-1111-1111 携帯電話番号 090-0000-0000

氏名 (奨学 太郎) フリガナ ショウガ タロウ

署名 奨学 太郎

平成 15 年 11 月 11 日生 性別 男

貸 与 期 間	貸 与 月 数	貸 与 月 額	貸 与 総 計
2022 年 4 月 - 2026 年 3 月	48 月	51000 円	2448000 円

返 還 誓 約 書

(兼個人情報情報の取扱いに関する同意書)

【第一種人的保証】

印 鑑 役 務
機 関 印
は 必 要 あり
ませ ん

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学貸与金を下記のとおり借用いたします。

つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という)に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人情報同意条項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学貸与金は、第一種奨学金(無利息)であり、人的保証を選択しました。家計支持者として個人番号を提出している連帯保証人は、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。

令和 4 年 4 月 1 日

借用金額

¥	2	4	4	8	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

奨学生番号 622-04-000000 CD 7 001

在学 日本学生支援大学

住所 〒 135 - 8630

東京都江東区青海 2-2-1

電話番号 03-1111-1111 携帯電話番号 090-0000-0000

氏名 (奨学 太郎) 市谷 太郎 フリガナ ショウガ タロウ

署名 市谷 太郎

平成 15 年 11 月 11 日生 性別 男

貸 与 期 間	貸 与 月 数	貸 与 月 額	貸 与 総 計
2022 年 4 月 - 2026 年 3 月	48 月	51000 円	2448000 円

※単一連帯学舎において、下には「定額返還方式（貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式）」又は「所得連動返還方式（所得が所得に応じて算出された割賦金で返還する方式）」のうちから、あなたが選択した返還方式が印字されています。

※無二重連帯学舎においては、全て貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式による返還となります。

【提出用】

※本人が未成年者（20才未満）の場合は、親権者が返還誓約書の記載内容及び債務の認識等を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名してください。

親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がない場合には、未成年後見人が同様に署名してください。

連帯保証人	住所 〒 162-8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7	電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-0000-9999	氏名 (奨学 一郎)	フリガナ ショウガク イチロウ	実印
奨学 一郎	奨学 一郎	奨学 一郎	奨学 一郎	奨学 一郎	奨学 一郎
続柄 父	昭和 51 年 2 月 2 日生	電話番号 03-0000-1111	奨学 一郎	奨学 一郎	奨学 一郎
(株) 奨学機構	住所 〒 162-8431 東京都目黒区駒場4-5-29 機構ビル203	電話番号 03-0000-9999 携帯電話番号 090-9999-1234	氏名 (奨学 五郎)	フリガナ ショウガク ゴロウ	実印
奨学 五郎	奨学 五郎	奨学 五郎	奨学 五郎	奨学 五郎	奨学 五郎
続柄 祖父	昭和 30 年 4 月 25 日生	電話番号 03-1234-0000	奨学 五郎	奨学 五郎	奨学 五郎
(有) 奨学商店	住所 〒 *****	電話番号 ***** 携帯電話番号 *****	氏名 *****	フリガナ *****	印不要
*****	*****	*****	*****	*****	*****
続柄 *****	** 年 ** 月 ** 日生	*****	*****	*****	*****
住所 〒 *****	*****	電話番号 ***** 携帯電話番号 *****	氏名 *****	フリガナ *****	*****
*****	*****	*****	*****	*****	*****
続柄 *****	** 年 ** 月 ** 日生	*****	*****	*****	*****

添付書類

- ・連帯保証人の「印鑑登録証明書」（市区町村発行、コピー不可）
- ・連帯保証人の「収入に関する証明書」（コピー可）（例：源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書等）
- ・保証人の「印鑑登録証明書」（市区町村発行、コピー不可）
- ・保証人の「返還保証書」（コピー不可）及び「資産等に関する証明書」（コピー可）

学校番号	101900
区分	00
学部学科	2006
登録No.	123456

★

『返還誓約書記載事項訂正届』（所定の用紙）は学校で受け取り、必ず返還誓約書と一緒に提出してください。

選任していた人物によって返還誓約書を提出することが困難になった場合は、提出期限までに直ちに学校へ申し出てください。

Q2の訂正方法

[署名の訂正]

- ・二重線で削除し、訂正・変更後の人物が押印欄に押印した印（実印）を訂正印として二重線の上に押印してください。
- ・署名可能な欄内に再度署名してください。
- ①の箇所に署名が困難でしたら②③の順で署名可能な箇所に再度署名してください。

[押印の訂正]

- ・誤って署名した人物の印を二重線で削除し、その直近で、かつ、当該者欄内に押印してください。

Q3の訂正方法

- ・いずれも二重線で削除し、その直近で、かつ、当該者欄内に押印してください。

Q4の訂正方法

[印字の訂正]

- ・返還誓約書に印字されている住所を二重線で削除し、押印欄に押印した印（実印）を訂正印として二重線の上に押印し、印鑑登録証明書記載の住所を当該者が記入してください。正しい情報を登録するため、「返還誓約書記載事項訂正届」（所定の用紙）にも必要事項を記入し、返還誓約書に添付してください。

Q5の訂正方法

- ・姓が同じでも署名の訂正は全て訂正してください。
- ・以下の例は誤った訂正例です。具体的には署名が名前の部分しか訂正されていません。また、訂正後の人物が訂正印を押すべきところ、訂正前の人物が訂正印を押しています。

[誤った訂正例]

× 奨学 一郎男
五郎



3. マイナンバーの提出(奨学生として採用された時)

3-1. 奨学生として採用された時にマイナンバーの提出が必要な人

以下に該当する人は、奨学生として採用された時に「マイナンバー提出書」のセットが配付されますので、あなたのマイナンバーを提出してください。

- ・緊急採用（第一種奨学金）、又は応急採用（第二種奨学金）で奨学生として採用された人
- ・大学院で奨学生として採用された人

※事情により申込時にマイナンバーを提出していない人で、返還方式として「所得連動返還方式」（9ページ参照）を選択した人についても、採用時に「マイナンバー提出書」のセットが配付されますので、提出してください。

※上記に該当する場合でも、過去に採用となった奨学金においてマイナンバーを既に提出している場合は、提出は不要のため、「マイナンバー提出書」のセットは配付されません。

3-2. マイナンバーの提出方法、提出時期

学校から「マイナンバー提出書」のセットが配付されますので、同封されている説明資料をよく確認のうえ「マイナンバー提出書」にマイナンバー等を記入し、各自で添付書類を用意してください。（3-3. 参照）

専用の「提出用封筒」（提出先の住所が印刷されています。）に「マイナンバー提出書」と添付書類を入れて、郵便局の窓口から簡易書留で郵送してください。

提出期限 「マイナンバー提出書」を受領後、1 か月以内

※郵送料（簡易書留）は、ご本人負担をお願いします。

※「返還誓約書」を同封しないように注意してください。「返還誓約書」の提出先は、学校です。

3-3. 提出する書類

1	「マイナンバー提出書」（学校から配付されます。）	
2	添付書類（各自で用意します。）	
	●マイナンバーカードを《持っている人》	「マイナンバーカード」の表面と裏面の <u>コピー</u>
	●マイナンバーカードを《持っていない人》	①番号確認書類（以下のいずれか1点必要です。） ・「マイナンバー記載の住民票写し」の <u>コピー</u> 又は原本 （提出日を基準として発行日が6か月以内のもの） ・「通知カード」の <u>コピー</u> （記載の住所・氏名等に変更があった場合は使用できません。）
	・右の①と②の書類を提出してください。 ・有効期限内であることを確認してください。	②身元確認書類 お持ちの公的身分証明書によっては、2点用意する必要がありますので「マイナンバー提出書」と一緒に配付される説明資料を必ず確認してください。 （1点で手続き可能な資料の例） 運転免許証、パスポート、住基カード（表面）、学生証（写真あり） 在留カード（表面）、特別永住者証明書（表面）等の <u>コピー</u>

※「マイナンバー提出書」の記入方法や、用意する添付書類について不明な点がある場合は、説明資料に記載のマイナンバー提出の専用コールセンターに問い合わせてください。

※「提出用封筒」を紛失した場合は、マイナンバー提出の専用コールセンターに連絡して、「提出用封筒」を取り寄せてください。



4. 奨学金の振込み

- 奨学金は、あなた名義の口座に原則、毎月11日に振り込まれます。ただし、4月と5月は、それぞれ21日と16日に振り込まれます。
- 振込日が、金融機関の休業日（土曜、日曜、祝日）にあたる場合は、その前営業日に振り込まれます。
- 機関保証制度選択者は、貸与月額から保証料を差し引いた金額が振り込まれます。

○奨学金振込予定表

4月分	4月21日	8月分	8月11日	12月分	12月11日
5月分	5月16日	9月分	9月11日	1月分	1月11日
6月分	6月11日	10月分	10月11日	2月分	2月11日
7月分	7月11日	11月分	11月11日	3月分	3月11日

※振込日が土日祝日の場合は、その前営業日に振込み。



ポイント

- 貸与終了となる年度の3月分は、2月分と合わせて2月に振り込まれます。

4-1. 奨学金の振込み

本機構や金融機関からの通知はありません。毎月の振込みが確実に行われているか、通帳に記帳して必ず確認してください。

もし不明な点が生じたときは、すぐに学校に問い合わせてください。



ポイント

- 採用時の初回振込み等で、複数月分がまとめて振り込まれることがあります。
- 給付奨学金と併せて利用することにより第一種奨学金が併給調整されている場合、給付奨学金の支給月額にあわせた貸与月額で第一種奨学金を振り込みます。

4-2. 振込口座の変更

(1) 変更方法

学校の担当者から「奨学金振込口座変更届」（所定の用紙）を受け取り、必要事項を記入のうえ、学校に提出してください。

※金融機関の都合（金融機関や支店の合併・廃止等）による口座変更の場合は、原則として金融機関からの連絡によって本機構が変更手続きを行います（金融機関によっては、学校を通じて確認をする場合があります）。

(2) 取扱い金融機関

ゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合（一部を除く）の本支店で、かつあなた（奨学生本人）名義の普通預金口座又は通常貯金口座に限ります。なお、各金融機関の貯蓄預金口座や、インターネット支店は使用できません。



2022年4月現在、信託銀行・新生銀行・あおぞら銀行・農業協同組合・外資系銀行・ネットバンク・コンビニ銀行の取扱いはありません。

4-3. 機関保証料

(1) 保証料の支払方法

機関保証制度に加入した場合、奨学金の貸与月額から保証料が差し引かれます。保証料は、本機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。

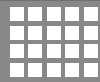
なお、初回振込時など、奨学金が数か月分まとめて振り込まれる場合、奨学金の振込額に応じて機関保証の保証料を算出するため、端数処理の関係で、奨学生証に記載されている保証料月額の整数倍にならないことがあります。

また、月額変更や貸与期間変更を反映した月より、変更後の貸与額や期間に対応した保証料が適用されます。

(2) 保証料月額の確認方法

保証料月額は、奨学生証の枠外下段に記載されています（16 ページ⑧参照）。

目安となる「機関保証制度の保証料（目安）」は 93 ページを参照してください。



5. 奨学金の貸与月額の変更等

- 借り過ぎに注意し、家庭の経済状況や卒業後の生活設計を十分考慮して月額を選択してください。
- 本機構ホームページに掲載されている奨学金の貸与額及び返還額等の試算ができる「奨学金貸与・返還シミュレーション」(86 ページ参照) を活用してください。

5-1. 奨学金の貸与月額の変更

(1) 奨学金の貸与月額及び月額変更

貸与月額については、88～90 ページを参照してください。なお、2018 年度以降入学者については、第一種奨学金の貸与月額のうち最も高い月額（最高月額）は、奨学金申込時に申告された収入の年額が一定額以上の場合には利用できません。最高月額が利用できるか否かは、「奨学生証」(16 ページ⑦参照)「スカラネット・パーソナル」(84 ページ参照) で確認してください。

月額変更をする場合は「奨学金貸与月額変更願（届）」(所定の用紙) 等の提出が必要です。学校に申し出てください。

(2) 第一種奨学金の月額変更（増額・減額）

第一種奨学金は下記の①又は②の月額変更ができます。

ただし、給付奨学金に採用された場合、及び国等による授業料等減免制度が適用された場合は、下記③による貸与月額になります。

①通学形態に変更がない場合

あなたの通学形態において選択可能な月額の範囲内でのみ、月額を増額又は減額することができます。

②通学形態に変更がある場合

(ア) 増額（例 自宅通学から自宅外通学への変更）

学校に申し出てください。自宅外通学の貸与月額を受けるためには、一定の要件を満たしている必要があります。詳しくは学校に確認してください。提出された願出用紙を審査のうえ自宅外通学の要件に該当していれば、自宅外通学の月額に変更します。また、最高月額選択の可否についても審査します。

(イ) 減額（例 自宅外通学から自宅通学への変更）

それまでの月額が自宅外通学者のみ選択できる月額だった場合は、必ず減額する必要があります。速やかに学校に申し出てください。転居した月の翌月（転居した日が月の初日の場合はその月）から、選択可能な範囲の自宅通学の月額に減額します。
※①と②のいずれの場合も、2018 年度以降入学者については、奨学金申込時における生計維持者の年収が一定額以上だと、最高月額は選択できません。

③ 給付奨学金を併せて利用する場合、及び授業料等減免の支援を受ける場合

あなたと生計維持者の所得金額等に基づき決定した支援区分により、貸与月額が調整されます（希望した貸与月額から増減することがあります）。調整後の貸与月額については、90 ページを参照してください。

なお、支援区分は毎年見直しを行います。支援区分の変更により毎年 10 月からの貸与月額が変更される場合があります。

また、通学形態に変更がある場合は届出が必要です。

あなたの支援区分及び通学形態において選択可能な月額の範囲内でのみ、月額を増額又は減額することができますので、変更を希望する場合は学校に申し出てください。

（3）第二種奨学金の月額変更（増額・減額）

第二種奨学金は必要が生じたときに月額の変更ができます。学校に申し出てください。

ただし、短期間に増額や減額を繰り返すことや、一時的な理由による変更は認められません。学生生活上継続して必要とする場合に限りしますので、計画的に貸与を受けるようにしてください。

なお、第二種奨学金については、給付奨学金を併せて利用する場合、及び授業料等減免の支援を受ける場合による貸与月額の調整はありません。

○第二種奨学金貸与月額

大学学部・短期大学・高等専門学校(第4学年以上) 専修学校(専門課程)	2 万円～ 12 万円（1 万円単位）
大 学 院	5 万円、8 万円、10 万円、13 万円、15 万円

（4）貸与月額増額時の留意点

人的保証選択者は、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印を使用しての押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です。

（5）保証料

機関保証選択者は、貸与月額の増減により、保証料が変更となります（93 ページ「3. 機関保証制度の保証料（目安）」参照）。

月額に増額して貸与を受けることができる奨学金について（第二種奨学金）

①基本月額の最高額に上乗せして増額できる奨学金

対象	選択可能	（基本月額）	増額部分※
私立大学の医学・歯学課程	16 万円	12 万円	4 万円
私立大学の薬学・獣医学課程	14 万円	12 万円	2 万円
法科大学院の法学履修課程	19 万円	15 万円	4 万円
	22 万円	15 万円	7 万円

②入学時特別増額貸与奨学金（※）

	選択できる金額
入学時に申込み可能	10 万円、20 万円、30 万円、40 万円、50 万円

※①の増額部分、及び②の貸与利率は、基本月額の利率に 0.2% 上乗せした利率です（14 ページ参照）。

5-2. 併用貸与

第一種奨学金と第二種奨学金両方の貸与を受けることを「併用貸与」といいます。併用貸与を希望する場合は学校へ相談してください。ただし、第一種奨学金の学力基準を満たしているに加えて、家計基準（年収・所得額の上限）が第一種奨学金よりさらに低い金額となります。なお、併用貸与を受けた場合は、貸与総額及び毎月の返還額が多額となりますので、将来の返還のことも十分に考慮して選択してください。



ポイント

- 併用貸与を希望する人については、将来返還する際の負担を考慮して、適切な貸与月額を選択するよう、学校担当者による面談等指導を受けることがあります。
- 高等専門学校の第1学年から第3学年までの在学学生は、第二種奨学金の貸与を受けられませんので、併用貸与を申し込むことはできません。

5-3. 緊急採用・応急採用

(1) 緊急採用・応急採用とは

家計が急変したり、災害にあったりした場合に、申し込むことができる奨学金です。生計維持者の失職、破産、事故、病気もしくは死亡等、又は震災、風水害、火災、その他の災害により奨学金を緊急に必要とする場合は、随時申込みが可能ですので学校に相談してください。

(2) 申込み

- ① 家計の急変事由が発生してから、12 か月以内に申し込む必要があります。
- ② 緊急採用は第一種奨学金（無利子）、応急採用は第二種奨学金（有利子）です。
- ③ すでに第一種奨学金を借りている人は応急採用を、第二種奨学金を借りている人は緊急採用を申し込むことができます。この場合、併用貸与となりますので、留意点として前記5-2.「併用貸与」を参照してください。

(3) 貸与期間

- ① 緊急採用の貸与期間は、原則として事由が発生した月以降であなたが希望する月から、採用年度末（3月）までとなります。翌年度も緊急採用奨学金の継続を希望する場合は、学校に相談のうえ、所定の手続きをとってください（56 ページ6-10 参照）。
- ② 応急採用の貸与期間は、採用年度の4月以降であなたが希望する月から、標準修業年限の終了月までとなります。
- ③ 採用年度よりも前に家計の急変が起こった場合、緊急・応急採用とも、家計の急変事由が発生した月の分から借りることができます。
※ 入学した月より前の分を借りることはできません。
- ④ 留年（休学等の学籍異動のため同一学年を引き続き再履修している人を除く）に相当する間を貸与始期とすることはできません。

(4) マイナンバーの提出

奨学生として採用された時に「マイナンバー提出書」が配付されますので、マイナンバーを提出してください。

5-4. 他の団体や自治体等の奨学金との重複

本機構は、原則として他の団体や自治体等の奨学金との重複を禁止していませんが、他の団体では本機構の奨学金との重複を禁じている場合もあります（重複の可否についてはその団体に確認してください）。そのような場合には、あなたがどちらの奨学金を受けるか判断してください。

6. 貸与中の異動（身分の変動、振込条件の変更）

- 異動とは、奨学生の身分・情報等に何らかの変動があったことをいいます。
- 異動の主なものには、改氏名・住所変更・休止・退学・辞退等があります。事由ごとに所定の用紙がありますので、学校に申し出て、用紙を受け取り提出してください。
- 退学・辞退したときは、必ず奨学金を返還するための振替用口座（リレー口座）への加入手続きをしてください（71 ページ参照）。

6. 貸与中の異動（身分の変動、振込条件の変更）目次

項番		ページ
6-1	改氏名、住所変更、連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先の変更	51
6-2	休止	52
6-3	奨学金交付の復活	52
6-4	退学・辞退	52
6-5	受領資格のない奨学金が振り込まれてしまった場合	53
6-6	転学する時の手続き	54
6-7	転学部（科）する時の手続き	54
6-8	編入学する時の手続き	54
6-9	貸与期間延長（第二種奨学金のみ）	56
6-10	緊急採用者の奨学金継続（第一種奨学金のみ）	56
6-11	留学時に奨学金を希望する時の手続き	57

※保証制度の変更は8ページ、利率の算定方法の変更は14ページを参照してください。

6-1. 改氏名、住所変更、連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先の変更

(1) 改氏名（改姓、改名）

氏名変更があった場合は、「改氏名届」（所定の用紙）を学校に提出してください。なお、改名した場合は、公的証明書が必要となります。また、返還契約書上で氏名を訂正して署名した場合も「改氏名届」の提出は必要です。詳細については、学校に確認してください。

併せて、奨学金を受け取っているあなたの口座の名義変更も必要です。届出がない場合は、奨学金の振込みができなくなります。

(2) 住所変更

住所が変更された場合は、以下のとおりに手続きをしてください。

連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先の住所が変更された場合も同様です。

① 奨学金貸与中

マイナンバー提出済の奨学生本人については、届け出る必要がありません。

連帯保証人及び保証人については、住民票に記載の住所が変更になった場合に、本人以外の連絡先は、現在住んでいる住所が変更になった場合に「住所変更届」を学校に提出してください。

なお、奨学生本人の住所変更は、インターネットを通じて行う「奨学金継続願」の提出（61 ページ）時に、スカラネット・パーソナルから届け出ることもできます。

※インターネットを通じて行う「奨学金継続願」では、奨学生本人の電話番号・携帯電話番号の変更も届け出ることができます。

※勤務先のみの変更の場合は貸与終了後に行ってください。

② 貸与終了後

現住所が変更された場合は、スカラネット・パーソナル又は、本機構ホームページに掲載している「転居・改氏名・勤務先（変更）届」にて、直接、本機構に届け出てください。

※連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先の住所が変更された場合も同様です。

(3) 連帯保証人・保証人の変更（人的保証制度選択者のみ）

返還誓約書提出後に変更を希望する場合は、「連帯保証人・保証人等変更届」（所定の用紙）及び必要な添付書類（新連帯保証人の印鑑登録証明書（市区町村発行）・収入に関する証明書類、新保証人の印鑑登録証明書（市区町村発行））を学校に提出してください。

① 変更予定の新連帯保証人又は新保証人が、22 ページの選任条件を満たしていることを確認してください。また、事前に新連帯保証人又は新保証人の了承を得たうえで、変更を届け出てください。

※24ページを参照のうえ、必要に応じて「返還保証書」及び資産等に関する証明書類も併せて提出してください。

② 新連帯保証人又は新保証人を立てることができない場合、機関保証に変更する手続きが必要です（8 ページ参照）。

(4) 本人以外の連絡先の変更（機関保証制度選択者のみ）

返還誓約書提出後に変更を希望する場合は、「連帯保証人・保証人等変更届」（所定の用紙）を学校に提出してください。

6-2. 休止

(1) 休止

休学（1か月以上の長期欠席を含む）した場合は、奨学金の交付は止まります。これを休止といいます。必ず、休止の「異動願（届）」を学校に提出してください。なお、あなたの都合（休学等の事実はないが、今月のみ貸与は不要等）による奨学金の中断はできません。また、休止手続きを行わないまま休学した後にあなたの口座に振り込まれた奨学金は、学校の指示に従い、速やかに金融機関を通じて本機構に返金しなければなりません。

(2) 長期にわたる休止

休止が2年（大学院奨学生で本機構が特に認めたときは3年）を超える場合は、奨学生の資格を失います。休止と停止（64ページ参照）が連続して2年を超える場合も同様です。辞退の「異動願（届）」を提出してください。また、学校の指示に従い、奨学金を返還するための振替用口座（リレー口座）への加入手続きをおこなってください。なお、引き続き在学する場合は、必要に応じて在学猶予（78ページ参照）の手続きをしてください。

6-3. 奨学金交付の復活

(1) 復活

休止が2年（大学院奨学生で本機構が特に認めたときは3年）以内に終わり、復活の「異動願（届）」の提出があったときは、奨学金の交付を再開することがあります。これを復活といいます。

(2) 休止後の復活

復活の「異動願（届）」を速やかに学校に提出してください。本機構で審査し、復活が可能であれば交付が再開されます。交付の再開時期については、学校に問い合わせてください。

6-4. 退学・辞退

(1) 退学

在学中にあなたの都合や授業料未納などによって学籍を失うことを退学といいます。退学する場合は、速やかに学校に申し出て、退学の「異動願（届）」を提出してください。退学の「異動願（届）」の提出が遅れると、奨学金の返還が延滞する原因となります。

(2) 辞退

在学中に奨学金が不要となり、その旨を届け出ることを辞退といいます。辞退する場合は、速やかに学校に申し出て、辞退の「異動願（届）」を提出してください。

※辞退後は、辞退の取り消しはできません。辞退する際は、事前に保護者の方とよく相談してください。

(3) 退学・辞退（貸与終了）後の手続き

退学・辞退した場合、いずれも奨学生としての資格はなくなります。本機構より「貸与奨学金返還確認票」（71 ページ参照）が発行されますので、内容を確認してください。また、学校の指示に従い、奨学金を返還するための振替用口座（リレー口座）（71 ページ参照）への加入手続きをおこなってください。なお、辞退した場合で、引き続き在学する場合は、必要に応じて在学猶予（78 ページ参照）の手続きをしてください。退学後に他の学校に在学する場合は、新たに入学した学校で、在学猶予の手続きをしてください。

なお、住所等に変更がある場合は、スカラネット・パーソナル、本機構ホームページに掲載している「転居・改氏名・勤務先（変更）届」にて届け出てください。

(4) 退学・辞退（貸与終了）した場合の返還時期

貸与終了（貸与終了後も引き続き在学し、在学猶予の手続きをした場合は、在学猶予期間終了）月の7か月後の27日から返還が開始されます。



ポイント

第二種奨学金については、在学猶予の手続きにより返還期限が猶予されている期間は、利子は付きません。在学していても在学猶予の手続きをしない場合は、返還が開始されます。

6-5. 受領資格のない奨学金が振り込まれてしまった場合

(1) 返金の手続きについて

退学等で奨学生としての資格がなくなった場合や、通学形態が変更になった場合などは、速やかに学校に申し出て、手続きをしてください。手続きの遅れ等により奨学生としての資格がなくなった後などにあなたの口座に振り込まれた奨学金は、学校の指示に従い、速やかに金融機関を通じて本機構に返金しなければなりません。

(2) 返金方法について

返金する必要が生じた場合は、学校で「奨学金返戻用振込用紙」（所定の用紙）を受け取り、返金すべき金額を学校に確認してください。返金額、奨学生番号、氏名等必要事項を記入して、返金額とともに金融機関の窓口へ提出してください。振込先金融機関を正しく指定している場合、振込手数料は無料です（「奨学金返戻用振込用紙」裏面参照）。

機関保証制度選択者の返金額は、貸与額から保証料を差し引いた、実際に振り込まれた金額です。1円単位となりますので注意してください。



ポイント

インターネットバンキングやATMからの振込みは本人確認ができない場合があることに加え、金融機関所定の振込手数料がかかるため、行わないでください。

6-6. 転学時の手続き

退学せず、又は卒業せずに他の学校の相当学年へ移ることを転学といいます（同一学種の学校間（例えばA大学学部からB大学学部へ）に限ります）。

(1) 転学後、継続して貸与を希望する場合

今まで在学していた学校及び転学先の学校両方の学校長が認めれば、貸与の継続が可能です。

ただし、第一種奨学金の場合、貸与期間は転学後の学校の標準修業年限から、転学前の学校ですでに貸与を受けた期間を除いた期間となります。

(2) 転学後、継続して貸与を希望する場合の手続き

転学前に転出校に申し出て、「転学奨学金継続願」（所定の用紙）を学校が定める期限までに提出してください。

転学により貸与総額が増える場合は、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印を使用しての押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です（人的保証制度選択者のみ）。

6-7. 転学部（科）時の手続き

在学する学校において、他の学部・学科・学群・課程に移ることや昼夜間部の別を変更することを転学部（科）といいます。

転学部（科）後、「転学部（科）届」（所定の用紙）を速やかに学校に提出することにより、引き続き奨学金の貸与を受けることができます。

ただし、第一種奨学金の場合、貸与期間は転学部（科）後の標準修業年限から、転学部（科）前にすでに貸与を受けた期間を除いた期間となります。

また、転学部（科）により貸与総額が増える場合は、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印を使用しての押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です（人的保証制度選択者のみ）。

6-8. 編入学時の手続き

編入学には、退学又は卒業後に引き続き同一学種（大学学部→大学学部、大学院→大学院、短期大学→短期大学）の他の学校の修業年限の中途へ編入学する場合と、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）を卒業又は修了後に大学の修業年限の中途へ編入学する場合とがあります。



ポイント

大学院の編入学で奨学金の継続が認められる場合があるのは、同一課程への編入学となります。詳しくは在学している学校へお問い合わせください。

(1) 現在在学している大学を2年次終了時に退学し、他大学の2年次以上に編入学する場合

今まで在学していた学校及び編入学先の学校両方の学校長が貸与の継続を認めれば、引き続き奨学金の貸与を受けることができます。編入学前に転出校に申し出て「編入学

奨学金継続願(編入学の1)」(所定の用紙)を学校が定める期限までに提出してください。

なお、第一種奨学金の場合、貸与期間は、編入学した学校の標準修業年限から編入学前の学校ですでに貸与を受けた期間を除いた期間となります。また、編入学により貸与総額が増える場合は、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印を使用しての押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です(人的保証制度選択者のみ)。

①(事例) 第一種奨学金の場合の貸与期間

第一種奨学金は、すでに2年間貸与を受けていますので、編入学先の標準修業年限が4年の場合はあと2年間、標準修業年限が6年の場合はあと4年間貸与を受けることができます。また、通学形態や設置者(国公立・私立)が変更となる場合は、貸与月額変更にかかる所定の用紙の提出が必要となる場合があります。

②(事例) 第二種奨学金の場合の貸与期間

第二種奨学金については、編入学先を最短で卒業する予定期まで貸与を受けることができます。

(2) 短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程で奨学金を受けて卒業又は修了後、4年制大学の2年次以上に編入学する場合

第二種奨学金であれば、継続して貸与を受けることができます(56ページの表を参照)。編入学した大学に申し出て「編入学奨学金継続願(編入学の2)」(所定の用紙)と「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」等必要な書類を編入学後、学校が定める期限までに提出してください。なお、継続できる奨学金は、貸与終了後1年以内のものに限ります。

①貸与期間

編入学した大学の定める編入学生の卒業に必要な修業年限の終期までです。したがって、編入学した大学の規定により、2年次に編入した場合も、その学年から最短で卒業する予定期まで貸与を受けることができます。

②「奨学生証」の交付及び「返還誓約書」の提出

編入学した場合、あらためて奨学生番号が付与され、「奨学生証」および「返還誓約書」が新たに交付されます。「返還誓約書」は学校が定めた期限までに提出してください。正しく提出されないと、編入学後に振り込まれた奨学金を全額返金していただいたうえで、採用取消になります。

なお、「編入学奨学金継続願(編入学の2)」によって採用された場合、返還誓約書は一部の情報(本人の住所及び連帯保証人等の氏名、住所等)が印字されていない状態で発行されます。返還誓約書に印字のない内容を書き加える場合、新規に情報を追加することとなりますので、学校から「返還誓約書記載事項訂正届」(所定の用紙)を受け取り、必ず返還誓約書と一緒に提出してください。

○短期大学等を卒業又は修了後に編入学した場合の貸与の可否

編入学後に貸与を希望する 奨学金の種類	第一種	第二種
編入学前の奨学金の種類		
第一種	× (継続はできません) ※編入学後の学校で第一種 の新規申込は可能です。	○ (継続できます) ※奨学金の種類は第一種から 第二種に変更されます。
第二種		○ (継続できます)

6-9. 貸与期間延長（第二種奨学金のみ）

(1) 貸与期間の延長

在学している学校が特に認めるときは、貸与終期から1年の範囲内で貸与期間の延長を申請することができます（第二種奨学金のみ）。

①延長できる事由

卒業延期の事由が下記（ア）～（エ）の場合に限ります。

（ア）留学による場合

（イ）傷病による場合

（ウ）ボランティア活動による場合

（エ）被災（災害に起因する特殊事情を含む）による場合

②延長を希望する場合

貸与期間が終了する前に「第二種奨学金貸与期間延長願」（所定の用紙）を学校に提出してください。また、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印を使用しての押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です（人的保証制度選択者のみ）。提出期限等は、学校に確認してください。

(2) 貸与期間延長後の休止

第二種奨学金貸与期間延長後に休学・留学等により休止した場合、復活を認めることがあります。貸与終期の延長はありません。延長後の貸与終期までに復学しない場合は辞退の手続きをしてください。

(3) 長期履修学生

大学院以外の第二種奨学金の貸与期間は、長期履修学生であっても標準修業年限の終期までとなりますが、貸与期間が終了する前に「第二種奨学金貸与期間延長願」（所定の用紙）を学校に提出することで、長期履修課程の修業年限の終期まで貸与期間を延長することができます。

詳しくは、学校に確認してください。

6-10. 緊急採用者の奨学金継続（第一種奨学金のみ）

(1) 緊急採用（第一種）の奨学金継続

緊急採用（第一種）（49ページ参照）で採用された奨学生の貸与終期は採用された年度の年度末（3月）です。ただし、家計状況が好転しないなどの理由で引き続き緊急採用（第一種）奨学金を必要とする場合は、毎年継続を申請することができます。毎年申請し、承認された場合は、標準修業年限の終期まで貸与を継続することができます。

貸与の継続を希望する場合は、「奨学金継続に係る申告書」（所定の用紙）及び「緊急採用（第一種）奨学金継続願」（所定の用紙）を学校に提出してください。また、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印を使用しての押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です（人的保証制度選択者のみ）。

なお、給付奨学金を併せて受給する場合、及び授業料等減免の支援を受ける場合において、貸与月額が0円となっても、毎年の継続申請が必要です。

（2）緊急採用（第一種）の奨学金継続後（貸与中）の休止

緊急採用（第一種）奨学金継続後に休学・留学等により休止した場合、当年度中のみ復活を認めることがあります。貸与終期の延長はありません。当年度中に復学しない場合は辞退の手続きをしてください。

6-11. 留学時に奨学金を希望する時の手続き

（1）国内で奨学金の貸与を受けながら、留学を希望する場合の取扱い

留学期間が3か月未満の場合、又は留学期間が3か月以上であっても留学中の学籍上の身分が「留学」又は「在学」の場合は、「留学奨学金継続願」（所定の用紙）を提出することなく、奨学金の継続を認めます。

ただし、留学期間が3か月以上で留学中の学籍上の身分が「休学」の場合は、「留学奨学金継続願」を在学している学校を通じて提出することにより、継続して奨学金の貸与を受けられる場合があります。奨学金の継続貸与を希望しない場合は、「休止」又は「辞退」の手続きをしてください。

（2）国内で奨学金の貸与を受けながら、留学により増額貸与を希望する場合の取扱い

現在貸与を受けている奨学金の種類によって、以下のとおり取扱いが異なります。

①第一種奨学金の貸与を受けている人

第二種奨学金（短期留学）の貸与を申し込むことができます。さらに留学時の一時金が必要な場合には、第二種奨学金（短期留学）の「留学時特別増額貸与奨学金」（10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれか）の貸与も申し込むことができます。

これらの申込みは、留学前の所定の期間に、在学している国内の学校を通じて手続きする必要があります。詳しくは、在学している学校に問い合わせてください。

②第二種奨学金の貸与を受けている人

留学時の一時金が必要な場合には、現在貸与を受けている第二種奨学金を「休止」又は「辞退」したうえで、新たに第二種奨学金（短期留学）の「留学時特別増額貸与奨学金」（10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれか）の貸与を申し込むことができます。（留学時特別増額貸与奨学金のみの貸与を受けることはできません。）

この申込みは、留学前の所定の期間に、在学している国内の学校を通じて手続きする必要があります。詳しくは、在学している学校に問い合わせてください。

（3）国内の大学等に在学しながら、留学により奨学金の貸与を希望する場合の取扱い

国内の大学等に在学しながら、今後留学により奨学金の貸与を希望する場合には、以下の種類の奨学金があります。

①第一種奨学金（海外協定派遣対象）

本機構が実施する「海外留学支援制度（協定派遣）」の給付を受け、さらに奨学金の貸与を希望する方が申し込むことができます。

また、留学時の一時金として有利子の「留学時特別増額貸与奨学金」（10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれか）の貸与も申し込むことができます。

詳しくは、在学している学校に問い合わせてください。

②第二種奨学金（短期留学）

3か月以上1年以内の短期留学を希望する方が申し込むことができます。

また、留学時の一時金として有利子の「留学時特別増額貸与奨学金」（10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれか）の貸与も申し込むことができます。

詳しくは、在学している学校に問い合わせてください。



7. 貸与額通知（年に1度の借用金額等の確認）

- 「貸与額通知」（60 ページ参照）は毎年 12 月～3 月頃にインターネットを通じて確認することができます。
- 「貸与額通知」には、前年度の「貸与額通知」でお知らせした期間の次の振込日（新規に採用された場合は貸与開始時期）から直近の振込日までの奨学金貸与額の明細が記載されています。
- 必ず内容を確認し、内容に不明な点があれば、速やかに学校に申し出てください。

毎年 1 回、この 1 年間の借用状況等について「貸与額通知」の確認をしていただきます（スカラネット・パーソナルから確認）。

「貸与額通知」をもとに、順調に奨学金の貸与を受けているのか、貸与予定総額はいくらか、今の月額が適切か、また、今後も奨学金が必要かなどを確認し、将来の返還について、あなたの計画や見通しを改めて考える機会としてください。

なお、「貸与額通知」は、あなたが人的保証選択者の場合は、必ず、連帯保証人及び保証人にも確認してもらってください。また、あなたが未成年の場合は、必ず、親権者（父母等）又は未成年後見人にも確認してもらってください。

確認後は、「奨学金継続願」を学校が定める期限までにインターネットを通じて提出（入力）していただくことになります（61 ページ参照）。

貸与額通知

(参考)

20XX年11月12日

貸与額通知 (第二種) 機関保証 利率固定方式

独立行政法人日本学生支援機構は、あなたに奨学金を下記のとおり貸与しています。確認してください。なお、本通知の内容を連帯保証人・保証人(人的保証制度選択者)・親権者(後見人)にお知らせください。

氏 名 機 構 太 郎

奨学生番号 8 X X 0 4 2 2 2 2 2 2

学籍(学生証)番号 1 2 3 4 5 6

学 校 名 学生支援大学

学 校 名 経済学部

独立行政法人
日本学生支援機構

記

1. 現 在 の 貸 与 額 300,000 円

2. 貸与の始期～貸与の終期(予定) 20XX年 6月～20XX年 3月

3. 現 在 の 貸 与 月 額 50,000 円

4. 貸与の始期から終期までの貸与額(予定) 2,300,000 円

5. 振 込 明 細 (前回までにお知らせした振込額を除いています。)

振 込 日	振 込 額	備 考
20XX年 6月 11日	50,000 円	
20XX年 7月 11日	50,000 円	
20XX年 8月 11日	50,000 円	
20XX年 9月 11日	50,000 円	
20XX年 10月 11日	50,000 円	
20XX年 11月 11日	50,000 円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	

次回振込予定額 20XX年 12月 11日 50,000 円

本通知は 20XX年 11月 11日 振込後で作成してあります。

(注) 機関保証制度加入者の振込額には保証料が含まれています。

※本ページの「貸与額通知」は、奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。



8. 奨学金継続願（年1回）

- 奨学生は、来年度も奨学金の継続を希望するかどうかを、毎年1回、本機構に届け出なくてはなりません。この手続きが「奨学金継続願」の提出（インターネット入力（以下、「入力」といいます））です。
- 「奨学金継続願」提出（入力）時には、直近1年間のあなたの収支状況を報告してもらいます（62ページ参照）。
- 「奨学金継続願」を提出（入力）後、学校は奨学生として適格か否か等を確認し、継続の可否を判断します。その結果によっては、来年度の奨学金が継続できない場合もあります（63ページ参照）。

8-1. 「奨学金継続願」の提出（入力）

(1) 「奨学金継続願」の提出（入力）方法

「奨学金継続願」はインターネットを通じて本機構へ提出（入力）します。84ページ「2. スカラネット・パーソナル」に記載の新規登録・ログイン手順にしたがって早めにスカラネット・パーソナルに登録してください。「スカラネット・パーソナル」は、奨学金申込時にインターネットを通じて入力を行った「スカラネット」とは別のシステムになります。まだ登録していない場合は新規登録が必要ですのでご注意ください。

「奨学金継続願」はスカラネット・パーソナルから「奨学金継続願」の画面にアクセスし、引き続き4月からの奨学金の振込を希望するかを選択するとともに、その他の必要事項を入力します。なお、給付奨学金を併せて受給する場合、及び授業料等減免の支援を受ける場合において、貸与月額が0円となっても、「奨学金継続願」の提出（入力）は必要です。

※当年度内に満期予定など、「奨学金継続願」の提出対象とならない場合があります。

学校の指示に従ってください。

(2) 「奨学金継続願」の提出（入力）期間

提出（入力）期間は学校が定めていますので、学校の指示に従ってください。



詳細な入力方法は、学校を通じてお知らせします。

8-2. 奨学金の継続を希望しない場合

スカラネット・パーソナルから「奨学金継続願」の画面にアクセスし、「奨学金の継続を希望しません」を選択し、学校が定めた期限までに提出（入力）すると、4月以降の奨学金は辞退となります。

辞退後は、速やかに貸与終了後の手続き（53ページ参照）をおこなってください。なお、引き続き在学する場合は、必要に応じて在学猶予の手続き（78ページ参照）をしてください。

8-3. 「奨学金継続願」を提出（入力）しない場合

学校が定めた期限までにインターネットを通じて提出（入力）しない場合は、廃止となり奨学生の資格を失います。速やかに貸与終了後の手続き（53ページ参照）をおこなってください。なお、引き続き在学する場合は、必要に応じて在学猶予の手続き（78ページ参照）をしてください。

特別な事情により、どうしても学校が定めた期限までに「奨学金継続願」を提出（入力）できないと予想される場合には、前もって学校に申し出てください。

8-4. 住所変更について

住所が変更された場合は、「住所変更届」（所定の用紙）を学校に提出していただく場合があります（51 ページ参照）。

奨学生本人の住所、電話番号、携帯電話番号に変更や訂正が生じた場合は、「奨学金継続願」からも、変更後住所等の届出を行うことができます。

8-5. 経済状況の報告

貸与を受けている奨学金の月額が適切か判断する目安とするため、「奨学金継続願」の提出（入力）時に直近 1 年間の収支状況等を報告してもらいます。

支出に比べて収入が一定額以上に多いときには、適切な貸与月額を選択するよう、学校担当者から面接等で指導を受ける場合があります。

将来の返還を意識して貸与月額を選択するようにしてください。また、奨学金を含め毎月の収支についてよく認識したうえで学生生活を送ってください。

（参考）2021 年度の適格認定では、直近 1 年間の収支状況について、次の内容を報告してもらいました。これを参考に、日頃から自分の収支を記録する習慣を身に付けるようにしてください。

なお、報告する内容については追加等が生じることがあります。

大学学部・短期大学・高等専門学校・専修学校	
あなたの 1 年間の＜収入＞	あなたの 1 年間の＜支出＞
①家庭からの給付 ②日本学生支援機構の奨学金 ③日本学生支援機構以外の奨学金 ④アルバイト等収入 ⑤その他	①学費（授業料等） ②修学費（図書費・通学費等） ③家賃（家族と同居していない場合のみ） ④食費（家族と同居している場合は外食費用） ⑤光熱水料通信費（家族と同居している場合は通信費） ⑥機関保証制度の保証料（機関保証制度加入者のみ） ⑦その他

大 学 院	
あなたの 1 年間の＜収入＞	あなたの 1 年間の＜支出＞
①アルバイト等収入 ②配偶者の定職収入 ③日本学生支援機構の奨学金 ④日本学生支援機構以外の奨学金 ⑤父母等からの給付 ⑥その他	①学費（授業料等） ②修学費（図書費・通学費等） ③家賃（父母と同居していない場合のみ） ④食費（父母と同居している場合は外食費用） ⑤光熱水料通信費（父母と同居している場合は通信費） ⑥機関保証制度の保証料（機関保証制度加入者のみ） ⑦その他

9. 適格認定（奨学生としての適格性の確認）

- 学校は、あなたの学修状況や生活状況から、奨学生として採用された後も引き続き適格性を有しているか否か等を認定のうえ本機構へ報告します。学校からの報告に基づき、本機構は学業成績等に応じて奨学金継続にかかる必要な措置をとります。この認定を「適格認定」といいます。
- 「適格認定」の結果によっては、奨学金の貸与が廃止されたり、停止されたりすることがあります。
- 奨学生としての自覚と責任を持って、勉学や学校生活に励んでください。

9-1. 適格認定による奨学金の継続

（1）適格認定の実施時期

あなたが提出（入力）した「奨学金継続願」（61 ページ参照）の内容と平素の学業成績等を総合的に審査し、学校が適格基準に基づき奨学金継続の可否等を判断します。

「適格認定」は、64 ページ「（3）適格認定の区分」に記載の「廃止」「停止」「警告」「継続」の区分に応じて行われます。

したがって、「奨学金継続願」を提出（入力）しても、翌年度も必ず継続して貸与されとは限りません。

また、卒業（修了）延期が確定した場合や、性行不良等により奨学生としての適格性に疑義が生じた場合にも、その都度「適格認定」は実施されます。

（2）適格認定の3つの要素

適格認定は、次の3つの要素に基づき行われます。

①人物について

生活全般を通じて態度・行動が奨学生にふさわしく、奨学金の貸与には返還義務が伴うことを自覚し、かつ、将来良識ある社会人として活躍できる見込みがあること。

②学業について

修業年限で確実に卒業（修了）できる見込みがあること。なお、卒業（修了）延期が確定した人、又は卒業（修了）延期の可能性が極めて高い人等は、適格認定において奨学金は原則「廃止」となります。

③経済状況について

修学を継続するために引き続き奨学金の貸与が必要と認められること。



ポイント

- 当年度の修得単位（科目）数が皆無の人、又は極めて少ない人も、奨学金は原則「廃止」となります。
- 停学や訓告、その他学校処分を受けた人も奨学金は「廃止」や「停止」となります。
- 学校内外の規則を著しく乱した場合（起訴された場合や無期停学の場合等）は、「廃止」となります。

(3) 適格認定の区分

適格認定は、次の区分に応じて行われます。

- ①廃止……奨学金の交付を取り止めます（奨学生の資格を失います）。
- ②停止……1年以内で学校長が定める期間、奨学金の交付を停止します。ただし、停止の事由が継続している場合は、当該停止期間を経過後1年を限度として学校長が定める期間、停止を延長します。なお、「停止」からの復活については、下記9-2を参照してください。
- ③警告……(ア) 奨学金の交付を継続します。
(イ) 学業成績が向上しない場合は、次回の適格認定時以後に奨学金の交付を停止又は奨学生の資格を失わせることがあることを警告し、指導します。
- ④継続……奨学金の交付を継続します。

(4) 「廃止」「停止」の処置を受けた場合

「廃止」「停止」の場合は、4月以降の奨学金は振り込まれません。

9-2. 適格認定で「停止」されている人の奨学金交付の復活

適格認定で奨学金の交付が停止されている人の奨学金の交付を再開する手続きは、以下の流れとなります。

- (1) 停止期間満了時の学校が定める期限までに、交付の再開を願い出る「奨学生学修状況届」（所定の用紙）を提出してください。
 - (2) 学校が交付を再開することが適当であると認定した場合、奨学金の交付を復活させることがあります。
- ※奨学金の交付が停止されている事由（学業不振等）を解消する必要があります。



ポイント

- 「学校処分」を理由として奨学金の交付を停止されていた人が「復活」する場合は、貸与期間の終期を延長することはできません。
- 奨学金の交付が停止された期間（休止された期間も含む）が2年を超える場合は、奨学生の資格を失います。

9-3. 適格認定で「停止」「警告」と認定された場合の「処置通知」等

「停止」「警告」のいずれかの処置となった場合は、学業成績向上に向けて、自らが受けた処置内容を自覚し、学業に精励することがこれまで以上に強く望まれます。学校から配付される「処置通知」等の内容を理解したうえで、学業に精励してください。



ポイント

- 適格認定が適切でなかったことが判明した場合は、認定時にさかのぼって「廃止」又は「停止」に処置を変更します。
- さかのぼって処置の変更をされた場合は、そのさかのぼった期間に振り込まれた奨学金を速やかに返金しなければなりません。



10. 進学する場合

- 学校を卒業後、引き続き進学し、奨学金を受けたい場合は、進学先で改めて申込みをしてください。(本機構の奨学金を取り扱っているかどうか、事前に進学先に確認してください。)
- 在学中のため返還期限の猶予(返還の先送り)を希望する場合は、進学先で在学猶予の手続きをしてください。

10-1. 申込み方法

(1) 在学採用

進学した後に奨学金を申し込むことを、「在学採用」といいます。申込みは、進学先の学校で受け付けます。実施時期などは、進学先の学校に問い合わせてください。



専修学校専門課程の学校の中には、日本学生支援機構の奨学金を取り扱っていない学校や学科がありますので、必ず進学予定の学校に問い合わせてください。

(2) 予約採用(大学院への進学の場合のみ)

進学する前に奨学金を申し込むことを、「予約採用」といいます。申込みは、進学予定先の大学院で受け付けます。



予約採用を実施しない大学院もありますので、必ず進学予定先に問い合わせてください。

10-2. 貸与期間

過去に本機構の奨学金の貸与を受けた人が、同一学種(課程)で、新たに同じ貸与種類の奨学金(第一種奨学金または第二種奨学金)を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり、申込みができなかったりする場合があります。

なお、所定の要件を満たす場合に限り、第一種奨学金は、手続きにより全ての学種(課程)を通じて1回限り、第二種奨学金は、各々の学種(課程)において1回限り、現に在学する学校の標準修業年限に達するまで再貸与を受けることができます。詳細については、学校に問い合わせてください。

10-3. 在学猶予

奨学金の貸与期間終了後に引き続き進学(又は在学)し、卒業まで返還期限の猶予(返還の先送り)を希望する場合は、速やかに在学先で在学猶予(78ページ参照)の手続きをしてください。在籍期間中は最長10年まで返還期限が猶予されます。ただし、在学猶予を受けることができない学校の場合は、別途、返還期限猶予(78ページ参照)を願い出る必要があります。詳細については、学校に問い合わせてください。



11. 特に優れた業績による返還免除

- 本制度は、大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた人として本機構が認定した場合に、貸与終了時に奨学金の全額または半額の返還が免除される制度です。
- 申請は、奨学金の貸与が終了した月が属する年度に行う必要があります。該当する年度に大学に申請し、大学から本機構に推薦された人を対象に、本機構において審査のうえ決定します。
- 申請年度は大学院を修了した年度とは限りません。機会を逃すと申請できませんのでご注意ください。

11-1. 「特に優れた業績による返還免除」制度

- (1) 大学院で第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた人として機構が認定した場合に、貸与期間終了時に奨学金の全額又は半額の返還が免除される制度です。
学問分野での顕著な成果や発明・発見や、専攻分野に関する芸術・スポーツ、ボランティア活動等におけるめざましい活動又は高い評価等を含めて総合的に評価し、学生の学修へのインセンティブ向上を目的としています。なお、博士課程については、学位論文やその他研究論文、あるいは、専攻分野に関する芸術・スポーツにおいて優れた業績が必要です。
- (2) 博士（後期）課程1年次については、奨学生採用時に返還免除内定制度があります。学生に博士課程進学へのインセンティブを付与し、給付の効果を充実するため、大学院入試の結果等に基づき、大学院博士課程に進学し第一種奨学金の貸与を受ける学生（海外留学支援制度の「大学院学位取得型」及び「協定派遣」は対象外）においては、奨学生採用時に返還免除の内定を受けることができる制度です。
なお、貸与期間中に「停止」又は「廃止」の処置を受けた時、修業年限内で課程を修了（学位取得）できなくなった時等は、返還免除の内定を取り消します。
- (3) 上記（1）及び（2）の免除申請は希望者が行うものですが、在学校の推薦が必要となります。詳しくは学校にお問い合わせください。

11-2. 業績の種類と評価基準

「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」に定める業績の種類と、本機構の定める評価基準（次表）に基づき、各大学が具体的な評価項目を設定し、総合的な評価を行います。

なお、博士課程については、返還免除内定者および専攻分野に関する芸術またはスポーツにおいて優れた業績がある場合を除き、学位論文やその他研究論文において優れた業績があることを必須とします。

項番	業績の種類	機構が定める評価基準
1	学位論文その他の研究論文	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること
2	大学院設置基準第16条第1項に定める特定の課題についての研究成果	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること
3	大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること
4	著書、データベースその他の著作物（第1号及び第2号に掲げるものを除く。）	専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等（第1号及び第2号に掲げる論文等を除く。）が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること
5	発明	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること
6	授業科目の成績	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること
7	研究又は教育に係る補助業務の実績	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた実績を挙げたと認められること
8	音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること
9	スポーツの競技会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること
10	ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること
11	その他機構が定める業績	大学院博士課程において、停止又は廃止の事由に該当することなく修業年限内で課程を修了すること（修業年限内で課程を修了できないことが、災害、傷病、感染症の影響その他やむを得ない事由によるものと認められるときは、修業年限内で課程を修了したものとみなす。）。ただし、修業年限の終期により前に貸与期間が終了となる場合は、修了する見込みであること

11-3. 返還免除の願出

(1) 応募期間

貸与が終了する年度に大学が設定する応募期間中に願い出てください。

貸与が終了した年度の翌年度以降に願い出ることはできません。貸与が終了した年度の翌年度以降に大学院を修了する場合、修了時に願い出ることはできませんので特にご注意ください。辞退・退学等の異動により貸与終了する場合は、「異動願（届）」を提出のうえ、応募期間中に願い出てください。特に年度末間近の辞退・退学等の異動については、大学の指示に従って手続期限に十分注意してください。

(2) 願出方法

返還免除を希望する人は、大学の指示に従って「業績優秀者返還免除申請書」（所定の様式）を大学に提出してください。添付資料として特に優れた業績を証明する資料が必要となります。

(3) 貸与終了時の手続き

貸与終了時に、奨学金の返還に使用する振替用口座（リレー口座）への加入手続きを必ず行ってください。

(4) 第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）について

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の方は、ホームページに掲載される募集要項を確認し、申請に必要な書類を全て揃えたうえで、募集要項に記載の本機構貸与・給付総務課宛に簡易書留などにより郵送してください。

(5) 博士課程を対象とする返還免除内定制度について

返還免除内定については、博士課程に入学した年度に募集します。応募期間・願出方法等については、大学にお問い合わせください。

11-4. 認定

(1) 返還免除候補者の推薦

大学は、学内選考委員会において申請者の業績について総合的に評価を行い、本機構に推薦します。

(2) 本機構の認定

①返還免除者の認定は、学識経験者を含む委員で構成する業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て行います。

②全額免除、半額免除の認定は、各大学院ごとに課程別に推薦された奨学生に付された順位の上位1/3以内（2017年度進学者より、国立大学の大学院修士課程においては上位1/6以内、同博士課程においては上位1/2以内）の人を全額免除とし、それ以外の人を半額免除とすることを基本とします。

ただし、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会で認定されない場合があります。

(3) 認定結果通知

業績優秀者奨学金返還免除認定委員会で認定後、各大学および推薦された各奨学生に通知します。（大学から本機構に推薦されなかった申請者に対しては、本機構から通知しません。）

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の人は、国内連絡先に通知します。

11-5. その他

(1) 年度途中で貸与が終了する人へ

年度の早い時期に辞退・退学等により貸与が終了する人については、免除の認定結果が出る前に返還期日が到来することがあります。返還免除を希望する人は、認定結果が確定するまでの間に返還が始まらないよう、速やかに「奨学金返還期限猶予願」（貸与終了時に配布される「返還のてびき」参照）を「業績優秀者返還免除申請書」の写し等と併せて大学に提出してください。提出により、貸与が終了した月の翌年度の9月末日までの期間、返還期限を猶予（返還の先送り）します。

海外大学院学位取得型の人は、「奨学金返還期限猶予願」を募集要項に記載の本機構返還免除課宛に、簡易書留などにより郵送してください。提出により、貸与が終了した月の翌年度の9月末日までの期間、返還期限を猶予（返還の先送り）します。

なお、貸与終了後も引き続き在学する人は、在学猶予（78ページ参照）の手続きをしてください。

詳しくは大学にお問い合わせください。

(2) 半額免除の認定を受けた場合

半額免除の認定を受けた人は、借入金額から免除額を差し引いた金額で返還が開始されます。

(3) 機関保証制度を選択した場合の保証料について

機関保証制度の加入者が全額免除となった場合は、返還完了となり、保証料が一部返戻されます。半額免除の場合は、残額の返還を完了した後に、保証料が一部返戻されます。なお、原則、保証料の振込先は、振替用口座（リレー口座）となります。

（注）保証料の返戻は、公益財団法人日本国際支援協会が行っております。



12. 貸与終了時の手続き

- 学校から「貸与奨学金返還確認票」と「口座振替（リレー口座）加入申込書【窓口用】」を受けとってください。
- 「貸与奨学金返還確認票」の印字内容を確認してください。
- 奨学生が振替用口座（リレー口座）に加入する必要があります。
- 加入手続きをしたのち、「口座振替（リレー口座）加入申込書」様式3の「預・貯金者控」のコピーを学校へ提出してください。

12-1. 貸与奨学金返還確認票

(1) 内容の確認

貸与終了時に交付される貸与奨学金返還確認票（以下、「返還確認票」といいます）には奨学金の借用金額等、返還に係る情報が印字されています。

機関保証制度選択者の場合は本人以外の連絡先として届け出ている方に、人的保証制度選択者は連帯保証人及び保証人に、必ず確認してもらってください。

(2) 内容の変更・人物の変更

「返還確認票」の印字内容に変更や追加がある場合や、連帯保証人又は保証人、本人以外の連絡先（機関保証）の人物を変更する場合は、すぐに学校に申し出てください。

12-2. 振替用口座（リレー口座）

(1) 振替用口座について

奨学金の返還は、口座振替（引落し）により行います。

奨学生が卒業後に返還するお金が後輩の貸与奨学金として直ちに利用されていくことから、本機構では返還に使用する口座を「リレー口座」と呼んでいます。

(2) 振替用口座への加入手続

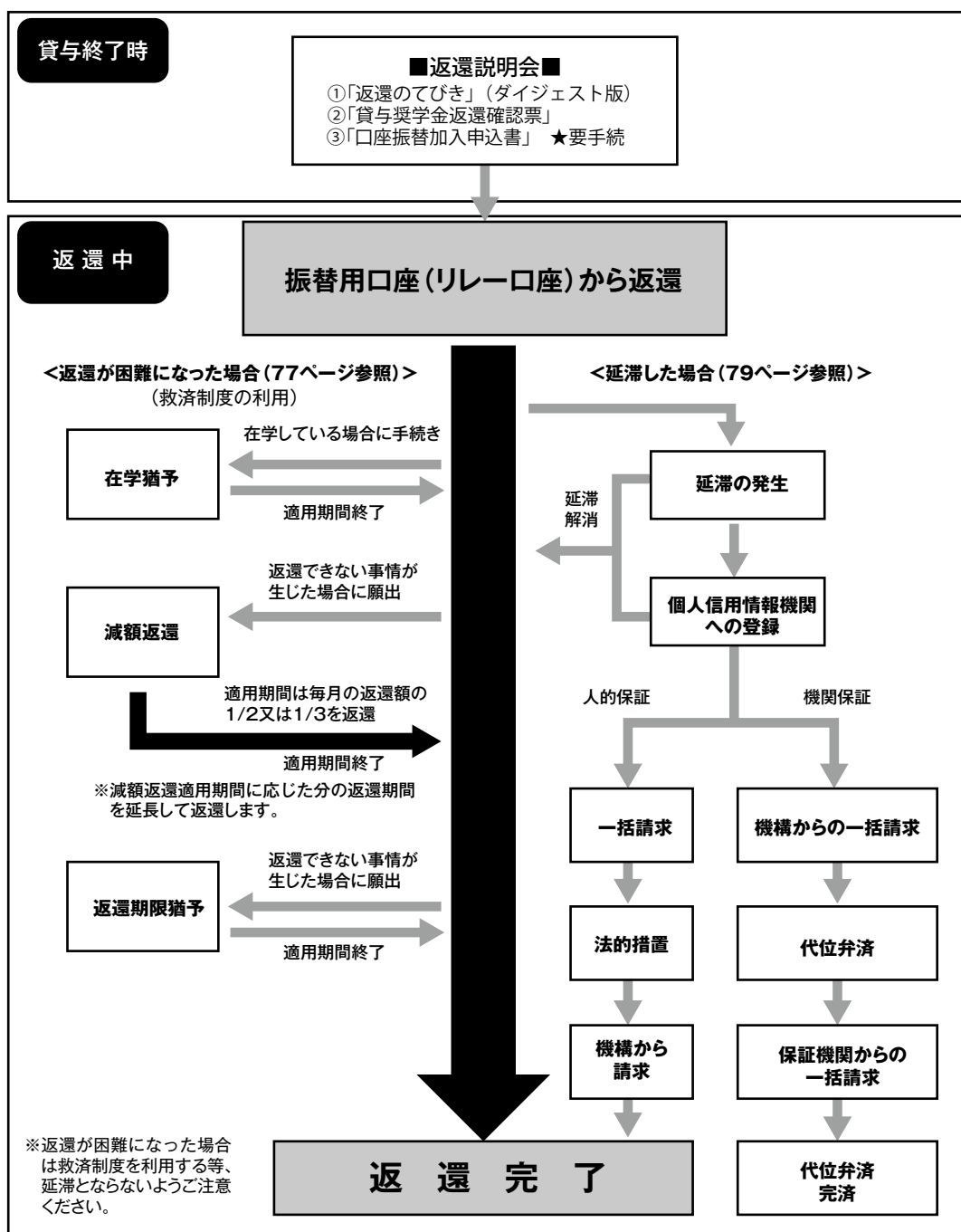
金融機関の窓口へ「口座振替（リレー口座）加入申込書【窓口用】」を提出してください。その後、学校が指定する期日までに、「口座振替（リレー口座）加入申込書」様式3の「預・貯金者控」のコピーを学校へ提出してください。



奨学金の振込口座と同じ口座で返還する場合でも、必ず加入手続きが必要です。

第三部 返還

図解 2 <貸与終了から返還完了まで>



※減額返還・返還期限猶予の最新の制度の内容は、本機構のホームページ等をご確認ください。



- 貸与終了時には、振替用口座(リレー口座)の手続きが必要です(71ページ参照)。
- 貸与終了の翌月から数えて7か月目から返還が始まります(73ページ参照)。
- 返還が困難になった場合は、救済制度(77ページ参照)がありますので、本機構にご相談ください。

1. 奨学金の返還

- 貸与終了の翌月から数えて7か月目から返還が始まります。3月に貸与終了、または3月末に在学猶予が終了した場合は、10月から返還が始まります。
- 月賦返還の場合は、登録された振替用口座から毎月27日に引き落とします。
- 月賦・半年賦併用返還の場合は、毎月27日に月賦分を、1月と7月の27日に半年賦分を引き落とします。なお、1月と7月の返還額は、その他の月の約7倍になります。
- 住所や電話番号等が変わった場合は、速やかに本機構に新しい住所等を届け出なくてはなりません。
- 返還が困難になった場合は、必ず、本機構に連絡し、相談してください。

1.1. 奨学金の返還方法及び返還例

(1) 奨学金の返還方法

奨学金の返還は、金融機関の口座からの振替（引落とし）により行います。本機構では口座振替による返還方法及び返還に使用する口座を「リレー口座」と呼んでいます。

①振替用口座の加入手続き

貸与終了時に配られる「返還のてびき」に挟んである「口座振替（リレー口座）加入申込書【窓口用】」を金融機関の窓口に提出してください。

【取扱金融機関】

ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行（三菱 UFJ 信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行のみ）、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会及び一部の漁業協同組合

②返還方法（定額返還方式選択者）

「月賦」と「月賦・半年賦併用」のどちらかを返還誓約書提出時に選択しています。
※所得連動返還方式（9ページ参照）を選択している場合は、月賦返還のみとなります。

(2) 奨学金の返還開始時期

返還は、貸与終了の翌月から数えて7か月目に始まります（3月に貸与終了した場合は10月から始まります）。

(3) 月々の奨学金返還額（定額返還方式の場合）

「月賦」の場合は毎月27日に引き落とします。

「月賦・半年賦併用」の場合は毎月27日に月賦分を、1月と7月の27日に半年賦分を引き落とします（1月と7月の返還額は、月賦と半年賦が同時に引き落とされるので、その他の月の約7倍の返還額です）。

74～76ページの返還例を参考にしてください。なお、返還金の全部又は一部を繰上返還することもできます。

本機構ホームページの「奨学金貸与・返還シミュレーション」（86ページ参照）で、返還額等の試算をすることができます。

説明 1 第一種奨学金の場合の主な返還例（定額返還方式・月賦返還の場合）

【返還例 1-1】 高等専門学校で借りた場合

貸与月数 60 か月

区 分		貸与月額 1, 2, 3 学年	貸与月額 4, 5 学年	返還総額	月賦返還額	返還回数 (期間)
国公立	自 宅	21,000 円	45,000 円	1,836,000 円	10,928 円	168 回 (14 年)
	自宅外	22,500 円	40,000 円	1,770,000 円	11,346 円	156 回 (13 年)
			51,000 円	2,034,000 円	12,107 円	168 回 (14 年)
私 立	自 宅	32,000 円	40,000 円	2,112,000 円	12,571 円	168 回 (14 年)
			53,000 円	2,424,000 円	13,466 円	180 回 (15 年)
	自宅外	35,000 円	40,000 円	2,220,000 円	13,214 円	168 回 (14 年)
			50,000 円	2,460,000 円	13,666 円	180 回 (15 年)
			60,000 円	2,700,000 円	15,000 円	180 回 (15 年)
国公立立	自宅・自宅外	10,000 円	20,000 円	840,000 円	7,000 円	120 回 (10 年)
			30,000 円	1,080,000 円	7,500 円	144 回 (12 年)

【返還例 1-2】 短期大学及び専修学校専門課程（2 年課程）で借りた場合

貸与月数 24 か月

区 分		貸与月額	返還総額	月賦返還額	返還回数 (期間)
国公立	自 宅	45,000 円	1,080,000 円	7,500 円	144 回 (12 年)
	自宅外	40,000 円	960,000 円	8,000 円	120 回 (10 年)
		51,000 円	1,224,000 円	8,500 円	144 回 (12 年)
私 立	自 宅	40,000 円	960,000 円	8,000 円	120 回 (10 年)
		53,000 円	1,272,000 円	8,833 円	144 回 (12 年)
	自宅外	40,000 円	960,000 円	8,000 円	120 回 (10 年)
		50,000 円	1,200,000 円	8,333 円	144 回 (12 年)
		60,000 円	1,440,000 円	9,230 円	156 回 (13 年)
国公立立	自宅・自宅外	20,000 円	480,000 円	4,444 円	108 回 (9 年)
		30,000 円	720,000 円	6,666 円	108 回 (9 年)

【返還例 1-3】 大学学部で借りた場合

貸与月数 48 か月

区 分		貸与月額	返還総額	月賦返還額	返還回数 (期間)
国公立	自 宅	45,000 円	2,160,000 円	12,857 円	168 回 (14 年)
	自宅外	40,000 円	1,920,000 円	12,307 円	156 回 (13 年)
		51,000 円	2,448,000 円	13,600 円	180 回 (15 年)
私 立	自 宅	40,000 円	1,920,000 円	12,307 円	156 回 (13 年)
		54,000 円	2,592,000 円	14,400 円	180 回 (15 年)
	自宅外	40,000 円	1,920,000 円	12,307 円	156 回 (13 年)
		50,000 円	2,400,000 円	13,333 円	180 回 (15 年)
		64,000 円	3,072,000 円	14,222 円	216 回 (18 年)
国公立立	自宅・自宅外	20,000 円	960,000 円	8,000 円	120 回 (10 年)
		30,000 円	1,440,000 円	9,230 円	156 回 (13 年)

【返還例 1-4】 大学院で借りた場合

貸与月数 修士課程 24 か月、博士課程 36 か月

区 分	貸与月額	返還総額	月賦返還額	返還回数 (期間)
修士課程	50,000 円	1,200,000 円	8,333 円	144 回 (12 年)
	88,000 円	2,112,000 円	12,571 円	168 回 (14 年)
博士課程	80,000 円	2,880,000 円	15,000 円	192 回 (16 年)
	122,000 円	4,392,000 円	18,300 円	240 回 (20 年)

※ 所得連動返還方式（9 ページ参照）を選択している場合は、貸与終了後の収入・所得に応じて返還月額・返還回数が変わります。

返還月額 = (課税総所得金額 × 9 %) ÷ 12

説明 2 第二種奨学金の場合の返還例（定額返還方式・月賦返還の場合）

- ① 利率0.268%（増額部分の貸与利率0.468%）は、2021年3月末貸与終了者の利率（利率固定方式）で貸与されたものと仮定して計算しています。
- ② 《参考》利率3.0%は、上限である貸与利率で、返還例2－4及び2－5の増額部分の貸与利率は3.2%で貸与されたものと仮定して計算しています。
- ③ 返還総額には、利子を含んでいます。
- ④ 端数調整の関係で、返還回数に月賦返還額を乗じても、返還総額にならない場合があります。
- ⑤ 「利率見直し方式」を選択した場合は、おおむね5年ごとに利率が見直され、月賦返還額が増減します。

【返還例 2－1】短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程（2年課程）で借りた場合

貸与月額 (円)	貸与月数 (月)	貸与総額 (円)	利率0.268%の場合		《参考》利率3.0%（上限）の場合		返還回数 (回)	返還年数 (年)
			返還総額 (円)	月賦返還額 (円)	返還総額 (円)	月賦返還額 (円)		
20,000	24 か月	480,000	481,638	4,459	555,329	5,141	108	9
30,000	24 か月	720,000	722,485	6,689	833,004	7,713	108	9
40,000	24 か月	960,000	963,661	8,030	1,126,462	9,386	120	10
50,000	24 か月	1,200,000	1,205,422	8,370	1,448,002	10,055	144	12
60,000	24 か月	1,440,000	1,447,021	9,276	1,761,917	11,293	156	13
70,000	24 か月	1,680,000	1,688,788	10,052	2,084,144	12,405	168	14
80,000	24 か月	1,920,000	1,929,385	12,368	2,349,227	15,059	156	13
90,000	24 か月	2,160,000	2,171,325	12,924	2,679,629	15,950	168	14
100,000	24 か月	2,400,000	2,413,426	13,407	3,018,568	16,769	180	15
110,000	24 か月	2,640,000	2,654,779	14,749	3,320,402	18,446	180	15
120,000	24 か月	2,880,000	2,897,134	15,089	3,672,102	19,125	192	16

【返還例 2－2】大学学部、専修学校専門課程（4年課程）で借りた場合

貸与月額 (円)	貸与月数 (月)	貸与総額 (円)	利率0.268%の場合		《参考》利率3.0%（上限）の場合		返還回数 (回)	返還年数 (年)
			返還総額 (円)	月賦返還額 (円)	返還総額 (円)	月賦返還額 (円)		
20,000	48 か月	960,000	963,661	8,030	1,126,462	9,386	120	10
30,000	48 か月	1,440,000	1,447,021	9,276	1,761,917	11,293	156	13
40,000	48 か月	1,920,000	1,929,385	12,368	2,349,227	15,059	156	13
50,000	48 か月	2,400,000	2,413,426	13,407	3,018,568	16,769	180	15
60,000	48 か月	2,880,000	2,897,134	15,089	3,672,102	19,125	192	16
70,000	48 か月	3,360,000	3,383,531	14,840	4,461,524	19,567	228	19
80,000	48 か月	3,840,000	3,868,252	16,117	5,167,586	21,531	240	20
90,000	48 か月	4,320,000	4,351,801	18,132	5,813,549	24,222	240	20
100,000	48 か月	4,800,000	4,835,344	20,146	6,459,510	26,914	240	20
110,000	48 か月	5,280,000	5,318,892	22,162	7,105,485	29,605	240	20
120,000	48 か月	5,760,000	5,802,436	24,177	7,751,445	32,297	240	20

【返還例 2-3】 大学院で借りた場合

貸与月額 (円)	貸与月数 (月)	貸与総額 (円)	利率0.268%の場合		《参考》利率 3.0% (上限) の場合		返還回数 (回)	返還年数 (年)
			返還総額 (円)	月賦返還額 (円)	返還総額 (円) (元金 + 利息)	月賦返還額 (円)		
50,000	24 か月	1,200,000	1,205,422	8,370	1,448,002	10,055	144	12
	36 か月	1,800,000	1,808,794	11,594	2,202,404	14,117	156	13
	48 か月	2,400,000	2,413,426	13,407	3,018,568	16,769	180	15
	60 か月	3,000,000	3,018,904	14,798	3,877,457	19,007	204	17
80,000	24 か月	1,920,000	1,929,385	12,368	2,349,227	15,059	156	13
	36 か月	2,880,000	2,897,134	15,089	3,672,102	19,125	192	16
	48 か月	3,840,000	3,868,252	16,117	5,167,586	21,531	240	20
	60 か月	4,800,000	4,835,344	20,146	6,459,510	26,914	240	20
100,000	24 か月	2,400,000	2,413,426	13,407	3,018,568	16,769	180	15
	36 か月	3,600,000	3,626,478	15,110	4,844,592	20,185	240	20
	48 か月	4,800,000	4,835,344	20,146	6,459,510	26,914	240	20
	60 か月	6,000,000	6,044,213	25,184	8,074,435	33,642	240	20
130,000	24 か月	3,120,000	3,140,752	14,540	4,087,467	18,923	216	18
	36 か月	4,680,000	4,714,463	19,643	6,297,973	26,242	240	20
	48 か月	6,240,000	6,285,984	26,191	8,397,410	34,988	240	20
	60 か月	7,800,000	7,857,513	32,739	10,496,771	43,736	240	20
150,000	24 か月	3,600,000	3,626,487	15,110	4,844,592	20,185	240	20
	36 か月	5,400,000	5,439,780	22,665	7,266,917	30,279	240	20
	48 か月	7,200,000	7,253,075	30,221	9,689,270	40,372	240	20
	60 か月	9,000,000	9,066,382	37,776	12,111,680	50,464	240	20

【返還例 2-4】 私立大学の医・歯・薬・獣医学で最高月額 12 万円を選択した人が増額貸与を受けた場合

貸与月額 (円)	貸与月数 (月)	貸与総額 (円)	利率0.268%の場合		《参考》利率 3.0% (上限) の場合		返還回数 (回)	返還年数 (年)
			返還総額 (円)	月賦返還額 (円)	返還総額 (円)	月賦返還額 (円)		
医・歯学課程 160,000 円 (40,000 円増)	72 か月	11,520,000	11,604,999	48,354	15,575,066	64,896	240	20
獣医学課程 薬学課程 6 年制 140,000 円 (20,000 円増)	72 か月	10,080,000	10,154,363	42,309	13,601,135	56,671	240	20
薬学課程 4 年制 140,000 円 (20,000 円増)	48 か月	6,720,000	6,769,535	28,206	9,067,342	37,781	240	20

【返還例 2-5】 法科大学院で最高月額 15 万円を選択した人が増額貸与を受けた場合

貸与月額 (円)	貸与月数 (月)	貸与総額 (円)	利率0.268%の場合		《参考》利率 3.0% (上限) の場合		返還回数 (回)	返還年数 (年)
			返還総額 (円)	月賦返還額 (円)	返還総額 (円)	月賦返還額 (円)		
190,000 (40,000 円増)	24 か月	4,560,000	4,903,502	20,431	6,160,586	25,668	240	20
	36 か月	6,840,000	7,355,345	30,646	9,240,909	38,503	240	20
220,000 (70,000 円増)	24 か月	5,280,000	5,677,767	23,657	7,147,526	29,781	240	20
	36 か月	7,920,000	8,516,726	35,486	10,721,397	44,672	240	20

1-2. 繰上返還

(1) 繰上返還の申込み

貸与終了後に、奨学金の全額もしくは一部を繰上返還することができます。一部繰上返還をした場合は、繰り上げた分の返還期間が短縮されます。希望するときは、以下のいずれかの方法で申込みをしてください。

- ①スカラネット・パーソナル（84 ページ参照）で申し込む。
- ②「繰上返還申込書」を郵送、又はFAXで送信し申し込む。

※繰上返還申込書については、本機構ホームページに掲載しています。

(2) 繰上返還時の利子

第二種奨学金を繰上返還した場合は、その繰上にあたる期間の利子がかかりません。ただし、繰上返還をしても、据置期間に係る利子がかかります。



ポイント

「据置期間に係る利子」とは、貸与終了後、返還が始まるまでの期間に賦課される利子のことです。

(3) 支払い済み保証料の返戻（機関保証制度選択者の場合）

次の①又は②のどちらかに該当する場合は、保証機関から支払われた保証料の一部をお返しする場合があります。

- ①全額繰上返還又は一部繰上返還をして返還期間が短縮されて返還完了となったとき。
- ②本機構において返還免除の適用を受けて返還完了となったとき。



ポイント

支払い済み保証料は、原則として奨学金振込口座又は振替用口座に返金されます。

1-3. 返還が困難になった場合（救済制度）

返還が困難になった場合は以下の救済制度があります。いずれの場合も、必ず本機構に連絡し相談してください。仮に延滞となっても早期に解消することが大切です。決して放置しないで本機構に相談してください。

※減額返還・返還期限猶予にはどちらも願出後に審査があり、承認を受ける必要があります。

(1) 減額返還

願出により、月々返還する金額を1/2もしくは1/3に減らすことができます（1年ごとの願出）。減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還します。

例）月々返還する金額を1/2に減額した場合は、6か月分の金額を12か月で返還することになります。また、1/3に減額した場合は、4か月分の金額を12か月で返還することになります。

- ・利子を含む返還予定総額は変わりません。
- ・通算15年（180か月）まで願出が可能です。
- ・奨学生本人の災害・傷病・低収入・失業等の事情による経済困難の場合に限ります。

※返還を延滞した場合は願出はできません（延滞を解消した後に願出可能です）。

※返還方法で「所得連動返還方式（9ページ参照）」を選択している奨学金については、減額返還を申し込むことはできません。

(2) 返還期限猶予

- ・ 願出により、月々の返還を先送りにすることができます（1年ごとの願出）。
先送りにした分、返還完了が遅くなります。
- ・ 利子を含む返還予定総額は変わりません。
- ・ 通算10年（120か月）まで取得が可能です。
※傷病等の一定の条件に該当する場合は、取得年数の制限なく願い出ることができます。
- ・ 奨学生本人の災害・傷病・低収入・失業等の事情による経済困難の場合に限ります。

(3) 猶予年限特例（奨学生証 16 ページ⑨に印字）の返還期限猶予

- ・ 奨学生証の返還方式の後に（猶予年限特例）と印字されている場合は、当該奨学生番号の返還分については、一定の収入・所得を得るまでの間、10年間の制限なく返還期限の猶予を願い出ることができます。

(4) 在学猶予（在学中）

- ・ 国内の大学・大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程・高等課程）のいずれかに正規の学生として在学している場合は、願出により、返還を先送りにすることができます。
- ・ スカラネット・パーソナル（84 ページ参照）で願出が可能です。1回の願出で卒業予定期まで手続きできます。
- ・ 通算10年（120か月）まで取得が可能です。
※休学や留年による卒業延期、通信制学部（科）での在学の場合は、1年ごとの願出が必要です。
※研究生・聴講生・選科履修生・科目等履修生としての在籍、及び専修学校一般課程・各種学校・無認可校は対象になりません。

【ポイント】

	減額返還	返還期限猶予	在学猶予
事由	■ 低収入の場合 ■ 地震などの災害にあった場合 ■ 病気で働けない場合 など		■ 進学した場合 ■ 辞退した場合 ■ 留年した場合^(注)
基準	【給与所得者】年間収入金額の目安		【対象外】 ● 専修学校（一般課程） ● 各種学校 ● 科目等履修生 など
	325万円以下	300万円以下	
提出	奨学生本人が直接、機構へ提出		学校を通して提出 （注）留年及び通信教育課程に在籍している場合は、1年ごとに提出が必要

(5) 返還免除

死亡、精神もしくは身体の障害のため返還が困難になった場合は、願出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除されることがあります。

※精神もしくは身体の障害による免除は、症状が固定し（又は回復の見込みがなく）、労働能力が喪失（又は高度の制限を有する）となった場合に限ります。

1-4. 返還を延滞した場合**(1) 延滞金**

約束の返還期日を過ぎると、延滞となった割賦金（第二種奨学金に賦課される利子は除く、元金のみ）に対し、年（365日あたり）3%の割合で、返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課されます。

(2) 請求・督促

延滞すると、文書に併せ、電話で督促が行われます。人的保証選択者は、連帯保証人や保証人へもお知らせします。それでも返還に応じない場合は、本機構が委託した債権回収会社が、奨学金の回収を行います。

(3) 個人信用情報機関への登録

返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上となった場合、登録の対象となります。登録後は、返還完了まで毎月情報が更新されます。また、返還完了後も5年間は情報が登録されています。（80ページ「2. 個人信用情報機関の利用」参照）

(4) 法的手続き

人的保証制度選択者が長期に渡って延滞が解消しない場合、返還未済額の全部、利子（第二種奨学金）及び延滞金を一括で請求（※1）します。これに応じない場合は、裁判所へ支払督促の申立てを行う等、法的手続きをとることがあります。

(5) 代位弁済

機関保証制度選択者が長期に渡って延滞が解消しない場合、返還未済額の全部、利子（第二種奨学金）及び延滞金を一括で請求（※2）します。これに応じない場合は、保証機関（協会）に保証債務の弁済（代位弁済）を請求し、以後保証機関（協会）からあなたに督促することになります（7ページ「1-2. 奨学金の返還を延滞した場合」参照）。

保証料を支払っているからといって、「奨学金の返還をしなくても構わない」あるいは「延滞しても構わない」といった誤った考えを持たないようにしてください。

※1・※2 督促を受けても返還期限猶予等の手続きや連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。

**自覚を持って、返還につとめてください。
返還は、あなた自身が責任を持って行うものです。**



2. 個人信用情報機関の利用

- 本機構では、延滞者への各種ローン等の過剰貸付を抑制し、多重債務化への移行を防止するため、個人信用情報機関を利用しています。
- 返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上となった場合、登録の対象となります。
- 奨学生全員の情報が登録されることはなく、延滞者のみが登録されます。
- 一度個人信用情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると延滞が解消されたという情報として更新されます。登録された情報は返還完了から5年後に削除されます。
- 個人信用情報機関に延滞情報が登録されると、クレジットカードの利用が制限されたり、住宅ローン等が組めなくなったりする場合があります。

(1) 個人信用情報機関とは

会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（各種ローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を登録し、会員における与信取引上の判断のための参考資料としてこれを提供しています。会員は、個人信用情報機関を利用することにより、消費者等への過剰貸付（多重債務）の防止や審査事務の迅速化を図っています。

【補足説明】

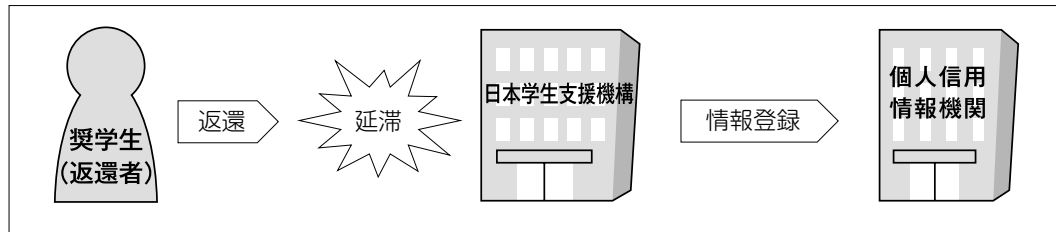
2008年6月に奨学金の返還促進に関する有識者会議が取りまとめた「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」において、返還開始後一定の時期における延滞者について、当該延滞者の情報を個人信用情報機関に登録することにより、延滞者への各種ローン等の過剰貸付を抑制し、多重債務化への移行を防止することは、教育的な観点から極めて有意義なことであるとの提言がなされました。本機構は、3か月以上の延滞者に限って、その情報を個人信用情報機関へ登録することとして、2008年11月に全国銀行個人信用情報センターに加盟し、2010年4月から個人信用情報機関への情報提供を始めました。
※一般的には各種ローンの契約やクレジットカード作成の際に登録されますが、本機構の奨学金事業は教育事業であることから、3か月以上の延滞者に限って登録することとしています。

(2) 個人信用情報機関に個人情報を登録する条件

返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上となった場合、登録の対象となります。

(3) 個人信用情報機関に登録される内容

本人の個人情報として氏名、住所、生年月日、電話番号、勤務先等が登録されます。また、契約の情報として貸与額、最終返還期日等、その他に「延滞」・「強制回収手続」・「完了」等の返還状況も登録されます。



(4) 個人信用情報機関に登録された場合

個人信用情報機関に延滞者として登録されると、その情報を参照した金融機関等がその人を「経済的信用が低い」と判断することがあります。それによって、クレジットカードが発行されなかったり、利用が止められたりすることがあります。

また、自動車ローン及び住宅ローン等の各種ローンが組めなくなる場合があります。



(5) 個人信用情報機関に登録された情報の登録期間

一度個人信用情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると延滞が解消されたという情報として更新されます。登録された情報は返還完了から5年後に削除されます。

「個人信用情報の取扱いに関する同意書」の【同意条項】

【同意条項】

(個人信用情報機関の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

又、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人信用情報機関

- ・全国銀行個人信用情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

②同機関と提携する個人信用情報機関

- ・(株)日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp/>
- ・(株)シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp/>

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人信用情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

第四部 お知らせ



1. JASSO災害支援金

自然災害等により、**学生・生徒又はその生計を維持する者**が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生等が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、JASSO災害支援金の支給を行っています。

(1) 申請資格 ※次の全てに該当する人

- 日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程に在学中の学生等。
- 自然災害等の発生により、居住する住宅（当該学生等又はその生計を維持する者が生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅）に、半壊若しくは床上浸水以上の被害を受けた者又は自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続した者。
- 学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める者。

(2) 支給額 10万円 ※返還不要

(3) 申請方法

在学する学校を通じて本機構に申請します。詳しくは学校にお問い合わせください。

(4) 申請期限

学校から本機構への申請期限は、災害がおきた日の次の月から数えて6か月以内です。

※最新の情報は、日本学生支援機構のホームページでご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>





2. スカラネット・パーソナル

(1) スカラネット・パーソナル（以下「スカラPS」といいます）とは

あなたの奨学金に関する情報の閲覧や各種届出等、様々な手続きを行うことができる本機構のインターネットシステムです。

なお、「貸与額通知」の確認（59ページ参照）や「奨学金継続願」の提出（入力）（61ページ参照）も、スカラPSを通じて行いますので、必ず「奨学金継続願」の提出期間までに登録を済ませておいてください。

※「スカラネット・パーソナル」は奨学金申込時にインターネットを通じて入力を行った「スカラネット」とは別のシステムになりますので未登録の場合は新規登録が必要です。

(2) スカラPSにアクセスするには

以下の①又は②のいずれかの方法でアクセスしてください。

①スカラPSのURL を直接入力する。

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>

②QRコードを読み込む。

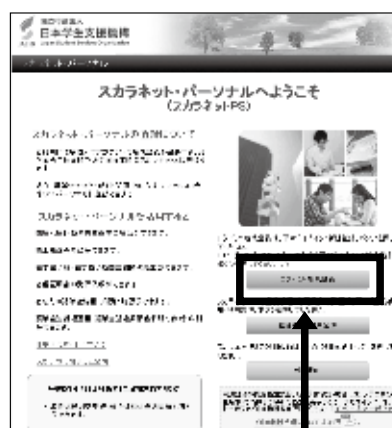


(3) スカラPSの新規登録・ログイン手順

はじめにユーザID及びパスワードの新規登録が必要です。はじめて利用する人は、以下の手順に従い、新規登録の手続きを行ってください。

①「スカラネット・パーソナルへようこそ（スカラPSトップページ）の画面の「ログイン・新規登録」ボタンをクリックしてください。新規ウィンドウでログイン画面が表示されます。

②ログイン画面の「新規登録」ボタンをクリックしてください。確認情報入力画面が表示されます。



ログイン・新規登録ボタン



新規登録ボタン

- ③確認情報入力画面では、本機構があなたを確認するために必要な情報を入力します。利用規約を確認・同意後、奨学生番号、生年月日、氏名（カナ）、振込口座の口座情報等を入力し、「送信」ボタンをクリックしてください。
- 入力内容に不明な点がある場合は、ページ下のリンク先から「確認情報入力ガイド」を参照してください。

- ④入力した情報が本機構に登録されている項目内容と一致した場合は、ユーザID・パスワード設定画面が表示されます。ユーザID・パスワード・メールアドレスを画面の説明に従って登録してください。（[ユーザID・パスワードの管理について]には特に注意してください。）
- 「送信」ボタンをクリックすると、登録完了のメッセージが表示されます。これで登録は完了です。ログインするには、「ログイン画面へ」ボタンからログイン画面に戻り、登録したユーザID・パスワード・奨学生番号を使ってログインしてください。

確認情報入力

ユーザID・パスワードの管理

1. 利用規約の同意

2. 確認情報の入力

3. ユーザID・パスワードの設定

4. ログイン

5. 送信ボタン

ユーザID・パスワード設定

ユーザID・パスワードの管理

1. ユーザID・パスワードの管理について

2. ユーザID・パスワードの設定

3. ログイン

4. 送信ボタン

送信完了

ユーザID及びパスワードの設定が完了しました。

ログイン画面へ

スカラPSの活用

- ①あなたの奨学金情報を閲覧・確認することができます。
- ア. 貸与中の人
- 奨学生番号、貸与期間、貸与月額、貸与総額（予定）、振込口座情報 等
- イ. 返還中の人
- 奨学生番号、返還総額（元金）、返還残回数、返還残額（元金）、現在請求額、振替口座情報、名義人氏名 等
- ②転居・改姓・勤務先（変更）届の提出ができます。
- ③繰上返還の申込みができます。
- ④在学猶予願・在学猶予期間短縮願の提出ができます。
- ⑤奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願の作成・印刷ができます。

※ユーザID・パスワードの登録または変更後、6か月以上経過すると、パスワード変更を求める警告メッセージが表示されます。パスワードは定期的に変更してください。

※貸与された奨学金の情報がスカラPSで閲覧可能になるのは、奨学生として採用された月（初めて振込がされる月）の振込日の翌日以降からになります。

- ユーザIDやパスワードを忘れたりすることがないように適切に管理してください。
- 奨学生番号や奨学金振込口座が不明な場合、学校に問い合わせてください。



3. 奨学金貸与・返還シミュレーション

(1) 奨学金貸与・返還シミュレーションとは

貸与月額等の条件を設定することで、奨学金の返還総額や返還回数等についての試算を行うことができるシステムです。

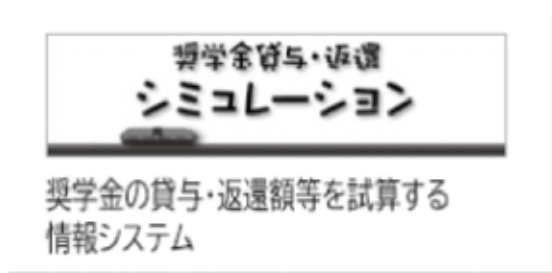
登録等の手続きも必要なく、条件を設定するだけで簡単に試算が行えます。

(2) 奨学金貸与・返還シミュレーションにアクセスするには

以下の①又は②のいずれかの方法でアクセスしてください。

- ①本機構ホームページの奨学金ページにあるバナーをクリックする。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/>



- ②奨学金貸与・返還シミュレーションの URL を直接入力する。

<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>





4. アンケートへの協力をお願い

奨学金の事業を継続的に実施していく上で参考とするため、奨学金の支給中及び卒業後にアンケートの実施を予定しています。ご協力をお願いします。

第五部 資 料

1. 2022年度 貸与月額一覧表

○第一種奨学金貸与月額

< 2018 年度以降入学者 >

(単位：円)

区 分		設置者	通学 方法	貸与月額					最高月額
高等専門学校	本 科 (1 ～ 3 年生)	国公立	自宅	10,000	21,000				
			自宅外	10,000	22,500				
		私立	自宅	10,000	32,000				
			自宅外	10,000	35,000				
	本 科 (4 ・ 5 年生) 専攻科	国公立	自宅	20,000	30,000				45,000
			自宅外	20,000	30,000	40,000			51,000
		私立	自宅	20,000	30,000	40,000			53,000
			自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000		60,000
	専修学校 (専門課程・専攻科)	国公立	自宅	20,000	30,000				45,000
			自宅外	20,000	30,000	40,000			51,000
		私立	自宅	20,000	30,000	40,000			53,000
			自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000		60,000
	短期大学 (本科・専攻科・別科)	国公立	自宅	20,000	30,000				45,000
			自宅外	20,000	30,000	40,000			51,000
		私立	自宅	20,000	30,000	40,000			53,000
			自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000		60,000
	大 学 (本科・専攻科・別科)	国公立	自宅	20,000	30,000				45,000
			自宅外	20,000	30,000	40,000			51,000
		私立	自宅	20,000	30,000	40,000			54,000
			自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000		64,000
大学院	修士・博士前期 専門職大学院			50,000	88,000				
	博士・博士後期 博士医・歯・薬・獣医学			80,000	122,000				
通信教育	通年スクーリング (大学のみ)	私立	自宅	20,000	30,000	40,000			54,000
			自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000		64,000
	夏季または冬季スクーリング			88,000					
	放送大学 (第一学期または第二学期)			88,000					

※ 1. 申込時における前年 1 年間の家計収入が一定額以上の方は、各区分の最高月額以外の月額から選択することになります。

※ 2. 6 年制薬学部に基づき薬学系大学院博士課程 (4 年制) については、「博士医・歯・薬・獣医学」の金額が適用されます。

※ 3. 通信教育の対象学種は大学 (短期大学を含む) 及び専修学校専門課程です。

< 2009 ～ 2017 年度入学者 >

(単位：円)

区 分		国 公 立		私 立		低月額
		自 宅	自宅外	自 宅	自宅外	
高等専門学校	本科（1～3年生）	21,000	22,500	32,000	35,000	10,000
	本科（4～5年生）・専攻科	45,000	51,000	53,000	60,000	30,000
専修学校（専門課程・専攻科）		45,000	51,000	53,000	60,000	30,000
短期大学（本科・専攻科・別科）		45,000	51,000	53,000	60,000	30,000
大 学（本科・専攻科・別科）		45,000	51,000	54,000	64,000	30,000
大学院	修士・博士前期 専門職大学院	88,000				50,000
	博士・博士後期 博士医・歯・薬・獣医学	122,000				80,000
通信教育	通年スクーリング（大学のみ）			54,000	64,000	30,000
	夏季または冬季スクーリング			88,000		
	放送大学（第一学期または第二学期）			88,000		

※ 1. 低月額は、学校設置者及び通学別に関わらず選択することができます。

※ 2. 6年制薬学部基礎を置く薬学系大学院博士課程（4年制）については、「博士医・歯・薬・獣医学」の金額が適用されます。

※ 3. 通信教育の対象学種は大学（短期大学を含む）及び専修学校専門課程です。

< 2008 年度以前入学者 >

在籍する学校の奨学金担当窓口にお問い合わせください。

○給付奨学金を併せて利用する時の第一種奨学金の貸与月額

第一種奨学金の貸与を受けている人が、給付奨学生に採用された場合の第一種奨学金の月額は、次の表のとおりです。第一種奨学金の貸与を受けている人は、現在の月額から減額又は増額されることがあるので注意してください。なお、給付奨学金が自宅通学の月額の場合、第一種奨学金も自宅通学の月額になります。なお、給付奨学金と第一種奨学金を希望して同月に新規採用となる場合や、併給調整後の振込額で精算処理(相殺)ができる場合は、機構にて併給調整を行います。精算処理ができない場合(調整後月額が0円の場合等)は返金手続きを行っていただく場合があります。

<調整後の貸与月額(昼間部)>

給付奨学金を併せて利用している時の貸与月額

※昼夜課程も含まれます。

区分			第Ⅰ区分		第Ⅱ区分		第Ⅲ区分	
			月額	生活保護世帯	月額	生活保護世帯	月額	生活保護世帯
大学	国公立	自宅	0円	0円	0円	0円	20,300円	25,000円
		自宅外	0円		0円		13,800円	
	私立	自宅	0円	0円	0円	0円	21,700円	20,000円、30,300円
		自宅外	0円		0円		19,200円	
短期大学	国公立	自宅	0円	0円	3,800円	7,100円	24,300円	29,000円
		自宅外	0円		0円		17,800円	
	私立	自宅	0円	0円	0円	0円	22,900円	28,500円
		自宅外	0円		0円		17,400円	
高等専門学校	国公立	自宅	7,900円	5,600円	20,200円	20,700円	20,000円、32,500円	20,000円、35,800円
		自宅外	0円		15,100円		20,000円、33,000円	
	私立	自宅	0円	0円	0円	0円	24,600円	28,800円
		自宅外	0円		0円		26,000円	
専修学校(専門課程)	国公立	自宅	1,900円	3,800円	16,200円	19,500円	20,000円、30,500円	20,000円、35,200円
		自宅外	0円		0円		24,000円	
	私立	自宅	0円	0円	0円	0円	23,800円	29,400円
		自宅外	0円		0円		18,300円	

<調整後の貸与月額(夜間部)>

給付奨学金を併せて利用している時の貸与月額

区分			第Ⅰ区分		第Ⅱ区分		第Ⅲ区分	
			月額	生活保護世帯	月額	生活保護世帯	月額	生活保護世帯
大学	国公立	自宅	0円	0円	10,600円	13,900円	27,700円	20,000円、32,400円
		自宅外	0円		0円		21,200円	
	私立	自宅	0円	0円	8,400円	15,600円	20,000円、31,200円	20,000円、39,800円
		自宅外	0円		0円		28,700円	
短期大学	国公立	自宅	0円	1,400円	14,600円	17,900円	29,700円	20,000円、34,400円
		自宅外	0円		0円		23,200円	
	私立	自宅	0円	0円	7,400円	11,600円	20,000円、30,200円	20,000円、35,800円
		自宅外	0円		0円		24,700円	
専修学校(専門課程)	国公立	自宅	8,800円	10,700円	20,800円	24,100円	20,000円、32,800円	20,000円、37,500円
		自宅外	0円		1,800円		26,300円	
	私立	自宅	0円	0円	5,700円	9,900円	29,300円	20,000円、34,900円
		自宅外	0円		0円		23,800円	

※1. 生活保護(扶助の種類を問いません。)を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、上表の生活保護世帯欄の金額となります。

※2. 30,000円を超える月額設定のある区分においては、当該月額と20,000円とのいずれかを選択できます。

※3. 第一種奨学金を利用している人が新たな給付奨学金に申し込む際は、貸与月額が調整(減額又は増額)されることを給付奨学金確認書において承諾する必要があります。

【支援区分について】

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税相当であること ^(※2) 具体的にはあなたと生計維持者の支給額算定基準額 ^(※1) の合計が100円未満であること
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額 ^(※1) の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額 ^(※1) の合計が25,600円以上51,300円未満であること

(※1) 支給額算定基準額★1 = 課税標準額 × 6% - (調整控除額 + 調整額) ★2 (100円未満切り捨て)

(※2) ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、(※2) の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。
家計急変採用の場合は、これに準じた額となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(調整控除額 + 調整額) に3/4を乗じた額となります。

○第二種奨学金貸与月額と利率

○第二種奨学金貸与月額

大学学部・短期大学・高等専門学校 (4年生以上)・専修学校(専門課程)	2万円～12万円(1万円単位)
大学院	5万円、8万円、10万円、13万円、15万円

(1) 私立大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に在学するものについて、大学の貸与月額のほかに、医学・歯学課程においては16万円、薬学・獣医学の課程においては14万円の貸与月額を選択することができます。

(2) 法科大学院の法学を履修する課程に在学するものについて、大学院の貸与月額のほかに19万円・22万円の貸与月額を選択することができます。

(3) 利率は、①利率固定方式(貸与終了時に決定する利率で最後まで返還)、②利率見直し方式(貸与終了後おおむね5年ごとに見直される利率で返還)より選択します。借用期間終了の翌月から利子が計算されます(在学猶予期間・返還期限猶予期間及び減額返還により延長させた返還期間は無利子)。ただし、(2)または(3)の貸与月額のうち、(2)においては12万円、(3)においては15万円を超える部分の利率は、採用時に適用される独立行政法人日本学生支援機構法施行令及びその他の規程により定められます。

2. 機関保証制度の「保証委託約款」

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与に係る保証委託約款

(保証の委託)

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から奨学金の貸与を受けるにあたり、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に保証を委託します。

(保証の範囲)

第2条 私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）、確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書等（以下「返還誓約書等」という。）により締結する奨学金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利息及び延滞金の債務（以下「奨学金返還債務」という。）とします。

2 前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

(奨学金貸与契約の遵守)

第3条 私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学金貸与契約に定められた条項を遵守し、奨学金返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

(保証料等)

第4条 私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料（以下「所定の保証料」という。）を協会の定める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、この場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び第二種奨学金（海外）の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料を私が直接協会に支払う方法によることができることとし、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。

2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。

3 私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。

4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合には、協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了までの間において私が延滞した場合、私が当初の約定と異なる返還をした場合等は、協会は返戻しないことがあるものとします。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を差し引いた額とします。

(1) 私が、繰上返還又は機構から返還を一部免除される等により、定額返還方式においては奨学金貸与契約により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日（貸与終了後に機関保証に加入した者については、定額返還方式においては当該加入時における最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日）前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。

(2) 私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。

(3) 私が、保証料の過払いをしたとき。

(4) 違算により保証料の過払いがあったとき。

5 保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

(保証の効力)

第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

(保証の形態)

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

(届出事項)

第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。

2 前項の届出を私が怠ったために協会から私への連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかった場合には、当該変更前の住所、電話番号等に通常到達すべきときに到達したものとします。

(調査)

第8条 私は、この保証に関して、法令等で認められる範囲で、私の財産、収入、信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

(保証債務の履行)

第9条 私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため、協会が機構から保証債務の履行（以下「代位弁済」という。）を求められた場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるものとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。

2 協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

(求償権の範囲)

第10条 私は、協会が前条第1項の規定により代位弁済をしたときは、前条第2項により提示された権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに協会に返済します。

2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ、弁済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(求償権についての返済期限の猶予)

第11条 私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。

(1) 災害又は傷病によって返済が困難となったとき。

(2) 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。

(3) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。

(4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。

(5) その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。

(1) 第2号に該当するときは、その事由が継続する期間

(2) その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができるものとします。ただし、第3号又は第5号に該当するときは、協会が更に延長する必要を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

(求償権についての返済免除)

第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。

2 私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私は返済債務の一部の免除を受けることができるものとします。

(返済期限の猶予及び返済免除の手続)

第13条 第11条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の証明書類を添えて協会に願出があったとき、協会において審査のうえ、これを行うかを決定するものとします。

(返済の充当順序)

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

(業務の委託)

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。

(公正証書の作成)

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

(管轄裁判所の同意)

第17条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

(個人情報の開示、訂正及び削除)

第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。

(代位弁済後の完済等の情報の提供)

第19条 私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書又は個人信用情報の取扱いに関する同意書に基づいて、機構から協会に対し返済債務の完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を協会から機構に提供することに同意します。

(注) 2022年2月時点の約款です。関係規定等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので、予めご承知おきください。



3. 機関保証制度の保証料（目安）

保証料は、貸与月額、貸与月数、貸与利率（第一種奨学金を除く）、返還期間等により異なります。奨学生証、日本学生支援機構のホームページ（以下のURL又はQRコード参照）又は日本国際教育支援協会のホームページでご確認ください。

第一種奨学金の保証料の目安

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/hosho/kan_hosho/hoshoryo.html

日本学生支援機構ホームページ≫奨学金≫奨学金制度の種類と概要≫貸与奨学（返済必要）≫第一種奨学金（無利子で借りる）≫第一種奨学金の保証制度≫第一種奨学金の機関保証制度≫第一種奨学金の保証料



第二種奨学金の保証料の目安

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/hosho/kan_hosho/hoshoryo.html

日本学生支援機構ホームページ≫奨学金≫奨学金制度の種類と概要≫貸与奨学（返済必要）≫第二種奨学金（有利子で借りる）≫第二種奨学金の保証制度≫第二種奨学金の機関保証制度≫第二種奨学金の保証料





4. 関係規程

- 独立行政法人日本学生支援機構法
- 独立行政法人日本学生支援機構法施行令
- 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令

本機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/kitei/index.html>



日本学生支援機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/>

JASSO

検索



 **@JASSO_general**

 **YouTube JASSO channel**